

## 令和2年度の検査結果及び総合的な評定

令和3年5月19日  
原子力規制庁

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第61条の2の2第7項の規定により、原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき、事業者の検査の実施や保安の措置等の安全活動について総合的な評定をするものとされている。評定にあたっては、同条第8項の規定により、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者の安全活動について改善が図られているかどうかについても勘案することとされている。令和2年度の原子力規制検査の結果に基づいて実施した総合的な評定及び令和3年度の検査計画について報告する（令和2年度検査実績は別紙1参照）。

また、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所について、実施要領<sup>1</sup>に基づき、令和2年度の実施計画検査<sup>2</sup>の結果及び令和3年度の計画に係る検査報告書を作成したことからあわせて報告する。

### 1. 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定及び検査計画

#### (1) 実施方針

総合的な評定は、原子力規制検査等実施要領に基づき以下の方針により実施した。

- 規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で年1回行う。ただし、一つの原子炉設置許可において複数の原子炉の設置許可がなされている場合には、原子炉ごとに評定を行う。なお、政令第41条非該当施設等に対する評定は、原子力規制検査の基本検査を実施した施設について行う。
- 事業者の安全活動が各監視領域に関連する活動目的を達成しているかどうかを評価する。各監視領域の評価は、安全実績指標<sup>3</sup>及び検査指摘事項の重要度評価を踏まえる。

#### (2) 各原子力施設の総合的な評定

各原子力施設の総合的な評定は、安全実績指標及び検査指摘事項の重要度評価を踏まえ、別紙2のとおりとしたい。総合的な評定の概要は以下のとおりである。

<sup>1</sup> 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（原規規発第2002124号）

<sup>2</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条の3第7項の検査をいう。ここでは特に、そのうち東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号）第18条の2第1項第2号に規定する検査（施設定期検査）、同第3号に規定する検査（保安検査）及び同第4号に規定する検査（核物質防護検査）を対象とする。

<sup>3</sup> 安全実績指標の項目については参考資料を参照。令和2年度の安全実績指標一覧は以下で公開している。  
<https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/pi.html>

#### ①検査指摘事項が確認されなかった施設

- 検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」<sup>4</sup>であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

#### ②「緑、S L IV」の検査指摘事項が確認された施設<sup>5</sup>

- 検査指摘事項が確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。<sup>6</sup>
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

#### ③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

- 第3四半期において確認された原子力施設安全及び放射線安全関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」（6号機）であった。また、核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、S L III」であり、この評価を受け、対応区分を第1区分から第2区分へ変更した。
- 第4四半期において確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、S L I」であった。この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。
- なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年度第3回原子力規制委員会（令和3年4月14日）において、検査対応区分が通常第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。
- 安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- 対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

#### ④電源開発株式会社大間原子力発電所（建設中）、政令第41条非該当施設等

- 検査指摘事項が確認されなかった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問

<sup>4</sup> 核燃料施設等の安全実績指標は「指摘事項（追加対応なし）」。

<sup>5</sup> 核燃料施設等については、「指摘事項（追加対応なし）」の検査指摘事項が確認された施設。

<sup>6</sup> 核燃料施設等については、安全重要度及び安全実績指標は「指摘事項（追加対応なし）」。

題は確認されなかった。

○対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### (3) 令和3年度の検査計画

各原子力施設の総合的な評定等を踏まえ、令和3年度の検査計画は、別紙3のとおりとしたい。検査計画の概要は以下のとおりである。

#### ①検査指摘事項が確認されなかった施設

令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。

#### ②「緑、S L IV」の検査指摘事項が確認された施設<sup>7</sup>

令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。

#### ③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

令和2年度第4四半期の対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす(核物質防護のチーム検査を昨年度の2回から4回にする)とともに、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に基づく追加検査を行う。

#### ④電源開発株式会社大間原子力発電所(建設中)、政令第41条非該当施設等

令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、通常の基本検査を行う。なお、政令第41条非該当施設等については、別紙3の施設を対象として行う。

### (4) 総合的な評定の通知について

総合的な評定については、法第61条の2の2第9項の規定及び原子力規制検査等実施要領に基づき、別紙4のとおり、事業者等に結果を通知するとともに、原子力規制委員会のホームページに掲載することとしたい。

## 2. 福島第一原子力発電所の実施計画に基づく検査結果及び検査計画

令和2年度実施計画検査結果及び令和3年度検査計画については、別紙5のとおりとしたい。

令和2年度実施計画検査の中で、施設定期検査については、実施計画に定められた性能を有していることを確認した。また、保安検査においては、8件の検査指摘事項があり、いずれも軽微な違反と評価した。核物質防護検査では、実施計画違反はなかった。

<sup>7</sup> 核燃料施設等については、「指摘事項(追加対応なし)」の検査指摘事項が確認された施設。

令和3年度実施計画検査の計画においては、令和2年度第70回原子力規制委員会（令和3年3月31日）で了承された令和3年度の東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の基本方針<sup>8</sup>に基づき策定した。特に、保安検査においては、令和2年度の検査指摘事項で多かった放射線管理に係る事項などについて検査を行う。

（添付資料）

- 別紙1 令和2年度検査実績
- 別紙2 令和2年度原子力規制検査の総合的な評価
- 別紙3 令和3年度検査計画
- 別紙4 原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について（案）
- 別紙5 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所令和2年度検査結果及び令和3年度検査計画

---

<sup>8</sup> <https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000628.html>

参考資料 安全実績指標（原子力規制検査等実施要領より引用）

監視領域		安全実績指標	時期	規則		
原子力施設安全	発生防止	①7,000 臨界時間当たりの計画外自動・手動スクラム回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期ごと</li> <li>・評価期間は過去 4 四半期（1年）</li> </ul>	第5条第1号（実用発電用原子炉施設にのみ適用）		
		②7,000 臨界時間当たりの計画外出力変化回数				
		③追加的な運転操作が必要な計画外スクラム回数				
	影響緩和	④安全系の使用不能時間割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期ごと</li> <li>・評価期間は過去 12 四半期（3年）</li> </ul>			
		<table border="1"> <tr> <td>BWR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR））</li> <li>・原子炉隔離時冷却系</li> <li>・低圧注水系（格納容器スプレイ系）</li> <li>・非常用交流電源</li> <li>・原子炉補機冷却水系・海水系</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>PWR</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入系</li> <li>・補助給水系</li> <li>・低圧注入系</li> <li>・非常用交流電源</li> <li>・原子炉補機冷却水系・海水系</li> </ul> </td> </tr> </table>			BWR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR））</li> <li>・原子炉隔離時冷却系</li> <li>・低圧注水系（格納容器スプレイ系）</li> <li>・非常用交流電源</li> <li>・原子炉補機冷却水系・海水系</li> </ul>
	BWR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入系（高圧炉心スプレイ系（BWR-5）、高圧炉心注水系（ABWR））</li> <li>・原子炉隔離時冷却系</li> <li>・低圧注水系（格納容器スプレイ系）</li> <li>・非常用交流電源</li> <li>・原子炉補機冷却水系・海水系</li> </ul>				
	PWR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧注入系</li> <li>・補助給水系</li> <li>・低圧注入系</li> <li>・非常用交流電源</li> <li>・原子炉補機冷却水系・海水系</li> </ul>				
	閉じ込めの維持	⑤安全系の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期ごと</li> <li>・評価期間は過去 4 四半期（1年）</li> </ul>			
		⑥格納容器内への原子炉冷却材漏えい率（基準値に対する割合）				
		⑦原子炉冷却材中のヨウ素 131 濃度（基準値に対する割合）				
重大事故等対処及び大規模損壊対処	⑧重大事故等及び大規模損壊発生時に対応する要員の訓練参加割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練サイクルごと</li> <li>・評価期間は過去 1 年以内</li> </ul>				
	⑨重大事故等対策における操作の成立性（想定時間を満足した割合）					
	⑩重大事故等対処設備の機能故障件数（運転上の制限逸脱件数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期ごと</li> <li>・評価期間は過去 4 四半期（1年）</li> </ul>				
放射線安全	公衆	⑪放射性廃棄物の過剰放出件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度ごと</li> </ul>	第5条第2号		
	従業員	⑫被ばく線量が線量限度を超えた件数				
		⑬事故故障等の報告基準の実効線量（5mSv）を超えた計画外の被ばく発生件数				
核物質防護	核物質防護	⑭侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合（立入制限区域及び周辺防護区域に設置されているものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期ごと</li> <li>・評価期間は過去 4 四半期（1年）</li> </ul>	第5条第3号		

規則：原子力規制検査等に関する規則

令和2年度 日常検査 実績（発電炉）

No	ガイド番号	検査ガイド名	検査実施状況																	
			川内 1,2号:運転	玄海 1号:廃止A 2号:廃止A 3,4号:運転	伊方 1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	高浜 1,2号:長停 3,4号:運転	大飯 1,2号:廃止A 3,4号:運転	美浜 1,2号:長停 3号:長停	泊 1~3号:長停	東通 1号:長停	女川 1号:廃止A 2,3号:長停	柏崎 1~7号:長停	福島第二 1~4号:廃止	東海 1号:廃止B 2号:長停	浜岡 1,2号:廃止B 3~5号:長停	志賀 1,2号:長停	敦賀 1号:廃止A 2号:長停	島根 1号:廃止A 2号:長停 3号:建設B	大間 1号:建設A	(東電)東通 1号:建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※2	12	19	26	33	12	11	0	0	0	2	0	0	1	0	0	4	-	-
		令和2年度計画	10	12	7	12	12	3	3	1	3	7	4	2	5	2	2	3	-	-
2	BM1040	ヒートシンク性能	2	4	2	9	5	1	4	1	2	2	1	1	2	4	1	-	-	
		令和2年度計画	2	3	2	3	3	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	-	-	
3	BM0060	保全の有効性評価	5	9	5	10	6	1	1	2	2	1	1	1	3	8	1	-	-	
		令和2年度計画	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	
4	BM0100	設計管理	7	11	6	7	6	1	1	2	2	1	1	3	2	1	1	3	-	-
		令和2年度計画	6	6	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
5	BM0110	作業管理	10	5	13	7	6	5	11	6	5	12	3	8	4	12	18	13	-	-
		令和2年度計画	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-
6	BO0010	サーベイランス試験	19	29	25	27	23	6	11	3	6	9	6	3	6	7	10	6	-	-
		令和2年度計画	18	22	17	22	22	5	5	3	5	8	6	3	5	4	4	5	-	-
7	BO1020	設備の系統構成	21	23	19	22	22	5	6	2	6	8	6	5	6	4	6	6	-	-
		令和2年度計画	18	22	18	22	22	5	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5	-	-
8	BO1030	原子炉起動・停止	2	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
		令和2年度計画	2	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	22	26	20	26	25	5	8	4	7	10	6	5	6	9	9	5	-	-
		令和2年度計画	20	24	19	24	24	5	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5	-	-
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	3	5	5	3	4	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	-	-
		令和2年度計画	3	4	3	4	4	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	-	-
11	BO1070	運転員能力	3	5	18	5	5	2	7	2	5	3	5	3	1	3	8	7	-	-
		令和2年度計画	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
12	BE0010	自然災害防護	7	4	5	4	6	3	2	2	2	2	2	4	2	2	2	4	-	-
		令和2年度計画	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-
13	BE0020	火災防護	15	15	23	12	21	7	9	7	7	7	9	8	7	13	10	8	-	-
		令和2年度計画	13	13	13	13	13	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	-	-
14	BE0030	内部溢水防護	3	4	4	6	5	1	2	0	1	1	2	1	3	1	1	2	-	-
		令和2年度計画	3	4	3	4	4	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	-	-
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	2	5	6	1	2	1	3	4	2	2	1	2	4	3	1	-	-
		令和2年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	2	3	2	1	2	2	2	2	3	0	2	5	1	1	2	3	-	-
		令和2年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	10	16	25	13	10	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	-	-
		令和2年度計画	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
18	BE0090	地震防護	5	4	5	4	4	1	2	0	1	1	3	1	1	1	1	1	-	-
		令和2年度計画	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
19	BE1000	津波防護	5	4	5	4	4	1	1	0	3	1	1	2	1	1	1	2	-	-
		令和2年度計画	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
20	BR0010	放射線被ばくの管理	6	7	7	6	8	6	6	4	5	7	5	7	5	6	6	5	-	-
		令和2年度計画	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	-	-
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	3	5	6	3	4	3	4	5	3	4	4	4	3	4	6	-	-
		令和2年度計画	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	-	-
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
		令和2年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
23	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(半期)	1	1	2	1	2	2	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	-	-
		令和2年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
		令和2年度計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	0	1	0	1	2	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	-	-
		令和2年度計画	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	-	-
		令和2年度実績	166	204	231	216	186	74	82	49	72	80	63	66	58	77	100	83	0	0
		令和2年度計画	144	161	138	161	161	50	50	42	50	66	55	45	54	46	46	50	0	0

【凡例】  
 (1)「運転」:新規制基準対応済で供用中。  
 (2)「長停」:新規制基準対応準備中で長期停止中。  
 (3)「廃止A」:廃炉認可済でSFPに使用済燃料有り。  
 検査の扱いは長期停止中と同じ。  
 (4)「廃止B」:廃炉認可済でSFPに使用済燃料無し。  
 (5)「廃審」:廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。  
 (6)「廃予」:廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。  
 (7)「建設A」:建設段階にあって新燃料未搬入。

※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止A/Bの検査サンプル数は1/炉。  
 ※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、  
 規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。



# 令和2年度検査実績（チーム検査（1/2））

## 令和2年度 チーム検査 実績

年度・四半期			令和2年度			
			第1四半期実績	第2四半期実績	第3四半期実績	第4四半期実績
1	BM0010	使用前事業者検査		柏崎刈羽7、美浜3、大飯3、大飯4、高浜2、川内2	柏崎刈羽7、高浜3、4、玄海3、4、川内1、2、JAEA原科研	柏崎刈羽6、7、高浜1、2、3、4、JRR-3、HTTR、原科研処理場、NFI熊取
2	BM1050	供用中検査		大飯3(1)	大飯4(1) 高浜1~4(4) 伊方3(1)、玄海3(1) 川内1(1)、川内2(1)	大飯3(1)、4(1) 高浜3(1)、4(1) 玄海4(1)
3	BM0100	設計管理			高浜(1) 原燃再処理(1)	玄海(1) 川内(1)
4	BO1050	取替炉心の安全性 (定検工程に依存)		大飯3(1)	高浜3(1) 玄海3(1) 川内1(1)、川内2(1) 大飯4(1)	玄海4(1) 高浜4(1) 高浜1(1)
5	BO1070	運転員能力 (シミュレータ訓練) 運転責任者試験の 適切性				全発電所(1)
6	BE0021	火災防護(3年)		伊方(3) 川内(1)		玄海(3)
7	BE0070	重大事故等対応委員 の訓練評価		玄海(1) 川内(1)	美浜(2) 高浜(2) 川内(2) 伊方(1)	大飯(1) 伊方(1) 玄海(1)
8	BE0080	重大事故等訓練のシ ナリオ評価	玄海(1)	美浜(2) 川内(2)	柏崎刈羽(2) 伊方(1) 高浜(2)	大飯(1) 伊方(1) 玄海(1)
9	BR0020	放射線被ばく評価及 び個人モニタリング		柏崎刈羽(6) 玄海(6) JAEA再処理(6)	福島第二(3) 浜岡(2)	敦賀(1) 川内(6)
10	BR0030	放射線被ばくALARA 活動		柏崎刈羽(4) 玄海(4) JAEA再処理(4)	福島第二(2) 浜岡(2) 女川(1)	敦賀(1) 川内(4)
11	BR0040	空气中放射性物質濃 度の管理と低減		柏崎刈羽(3) JAEA再処理(3)	福島第二(3) 浜岡(3) 伊方(3) 女川(5)	敦賀(3) 大飯(3)、高浜(3) 玄海(3)、川内(3)
12	BR0050	放射性気体・液体廃 棄物の管理		美浜(5) 玄海(1) JAEA再処理(5)	福島第二(3) 浜岡(4) 伊方(5)	敦賀(3) 大飯(5)、高浜(5) 玄海(4)、川内(5)
13	BR0070	放射性固体廃棄物等 の管理	法定確認に係るチーム検査に記載			
14	BR0080	放射線環境監視プロ グラム	伊方(3)	美浜(3) JAEA再処理(3)	女川(3) 福島第二(4) 浜岡(3)	敦賀(2) 大飯(3)、高浜(3)
15	BR0090	放射線モニタリング設 備	伊方(3)	美浜(3) JAEA再処理(3)	女川(3) 福島第二(3) 浜岡(3)	敦賀(3) 大飯(4)、高浜(3)
16	BQ0010	品質マネジメントシ ステムの運用		志賀(1) 伊方(1) 島根(1) 大間(1)	東北東通(1) 東海第二(1) 浜岡(1)	美浜(1) 高浜(1) 川内(1)
17		核物質防護	福島第二 志賀 大飯 玄海 京都大学	泊 東北東通 大間 東海第二 志賀 美浜 島根 もんじゅ ふげん 原燃再処理 原燃MOX 原燃廃棄 原燃濃縮・埋設 JAEA再処理 RFS 三菱原子燃料 原燃工東海 GNF-J 原燃工熊取 人形峠 大洗 三菱電機 近畿大学 NDC 核管センター六ヶ所 核管センター東海	泊 女川 福島第二 柏崎刈羽 浜岡 敦賀 ふげん 大飯 高浜 島根 伊方 玄海 川内 JAEA再処理 GNF-J 核サ研 原科研 東京大学 東芝	東北東通 原燃再処理 原燃MOX 女川 東海第二 柏崎刈羽 浜岡 敦賀 美浜 高浜 伊方 川内 福島第二 NFD 大洗北 大洗南 原燃工熊取

(注) ()内はサンプル数



## 令和2年度検査実績（チーム検査（2/2））

### 令和2年度 チーム検査（法定確認）実績

#### 【第1四半期実績】: 1件

- 廃棄体確認（作業管理の検査を実施）
  - ・日本原燃廃棄物埋設施設（高浜発電所にて実施）

#### 【第2四半期実績】: 7件

- 事業所外の運搬確認（燃料体管理（貯蔵・輸送）の検査を実施）
  - ・グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
  - ・関西電力美浜発電所
  - ・四国電力伊方発電所
  - ・KUCA
- 放射能濃度確認（放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施）
  - ・新型転換炉原型炉ふげん
- 廃止措置終了確認（非該当使用者等の検査を実施）
  - ・東邦金属(株)寝屋川工場（非該当使用施設）
  - ・九州大学工学部（非該当使用施設）

#### 【第3四半期実績】: 4件

- 事業所外の運搬確認（燃料体管理（貯蔵・輸送）の検査を実施）
  - ・京都大学 複合原子力科学研究所
- 放射能濃度確認（放射性固体廃棄物等の管理の検査を実施）
  - ・JAEA 人形峠環境技術センター
  - ・中部電力浜岡発電所
- 廃棄体確認（作業管理の検査を実施）
  - ・日本原燃廃棄物埋設施設（日本原電東海第二発電所にて実施）

#### 【第4四半期実績】: 3件

- 事業所外の運搬確認（燃料体管理（貯蔵・輸送）の検査を実施）
  - ・関西電力美浜発電所
- 廃棄体確認（作業管理の検査を実施）
  - ・日本原燃廃棄物埋設施設（四国電力伊方発電所にて実施）
- 廃止措置終了確認（非該当使用者等の検査）
  - ・産業技術総合研究所つくば中央第二事業所

令和2年度検査実績（政令第41条非該当施設等）

令和2年度 原子炉等規制法施行令第 41 条非該当使用者等に対する原子力規制検査の実績

番号	所在地	事業所	実施時期
		名称	
1	青森	青森県原子力センター 青森市駐在	—
2	福島	福島県環境創造センター 福島支所	—
3	茨城	東北大学金属材料研究所附属 量子エネルギー材料科学国際研究センター	第2 四半期
4	茨城	JX金属株式会社 磯原工場	—
5	群馬	ラジエ工業株式会社 本社工場	第3 四半期
6	埼玉	東亜ディーケーケー株式会社 狭山テクニカルセンター	第3 四半期
7	千葉	株式会社藤井製作所 千葉工場	第2 四半期
8	千葉	住友化学株式会社 千葉工場 袖ヶ浦地区	第2 四半期
9	神奈川	一般財団法人電力中央研究所 横須賀運営センター 材料分析棟	第2 四半期
10	岐阜	柴田陶器株式会社(核原料)	第2 四半期
11	岐阜	有限会社イーファーム(核原料)	—
12	愛知	株式会社UACJ 名古屋製造所	第3 四半期
13	愛知	山口耐火有限会社(核原料)	第3 四半期
14	大阪	三津和化学薬品株式会社	第3 四半期
15	大阪	三井化学株式会社 大阪工場	第3 四半期
16	大阪	近畿大学原子力研究所	第3 四半期
17	兵庫	キシダ化学株式会社 三田事業所	第4 四半期
18	兵庫	生野株式会社内 株式会社松本正夫商店 貯蔵施設	第4 四半期
19	島根	島根県 防災部 原子力安全対策課 原子力環境センター	第3 四半期
20	山口	帝人株式会社 岩国開発センター	—
21	愛媛	住友化学株式会社 愛媛工場 新居浜地区	第3 四半期
22	愛媛	愛媛県原子力センター	第3 四半期
23	佐賀	九州電力株式会社 玄海原子力発電所	第4 四半期
24	岐阜	有限会社ケイピィシーセラックスジャパン(核原料)	第3 四半期
25	岐阜	美濃顔料化学株式会社(核原料)	第4 四半期
26	兵庫	コニカミノルタ株式会社コニカミノルタ神戸第2サイト(核原料)	第3 四半期

(原子炉等規制法施行令第 41 条非該当使用者等の総数は 208 (令和 3 年 4 月時点) )

## 令和 2 年度原子力規制検査の総合的な評価

原子力施設		総合的な評価※1	通知文(別紙4)の別紙	
北海道電力株式会社	泊発電所	1号機	別紙2-1	
		2号機	別紙2-1	
		3号機	別紙2-1	
東北電力株式会社	東通原子力発電所	1号機	別紙2-2	
		女川原子力発電所	1号機	別紙2-3
			2号機	別紙2-4
東京電力ホールディングス株式会社	福島第二原子力発電所	1号機	別紙2-5	
		2号機	別紙2-5	
		3号機	別紙2-5	
		4号機	別紙2-5	
	柏崎刈羽原子力発電所	1号機	別紙2-6	
		2号機	別紙2-6	
		3号機	別紙2-6	
		4号機	別紙2-6	
		5号機	別紙2-6	
		6号機	別紙2-7	
日本原子力発電株式会社	東海発電所	別紙2-8		
	東海第二発電所	別紙2-9		
中部電力株式会社	浜岡原子力発電所	1号機	別紙2-10	
		2号機	別紙2-10	
		3号機	別紙2-10	
		4号機	別紙2-10	
		5号機	別紙2-10	
北陸電力株式会社	志賀原子力発電所	1号機	別紙2-11	
		2号機	別紙2-11	
日本原子力発電株式会社	敦賀発電所	1号機	別紙2-12	
		2号機	別紙2-12	
関西電力株式会社	美浜発電所	1号機	別紙2-13	
		2号機	別紙2-13	
		3号機	別紙2-14	
	大飯発電所	1号機	別紙2-15	
		2号機	別紙2-15	
		3号機	別紙2-16	
		4号機	別紙2-16	
	高浜発電所	1号機	別紙2-17	
		2号機	別紙2-17	
		3号機	別紙2-18	
4号機		別紙2-19		
中国電力株式会社	島根原子力発電所	1号機	別紙2-20	
		2号機	別紙2-21	
		3号機	別紙2-22	
四国電力株式会社	伊方発電所	1号機	別紙2-23	
		2号機	別紙2-23	
		3号機	別紙2-24	
九州電力株式会社	玄海原子力発電所	1号機	別紙2-25	
		2号機	別紙2-25	
		3号機	別紙2-26	
		4号機	別紙2-26	
九州電力株式会社	川内原子力発電所	1号機	別紙2-27	
		2号機	別紙2-28	

電源開発株式会社	大間原子力発電所	—	④	別紙 2-29	
日本原燃株式会社	再処理事業所再処理施設		①	別紙 2-30	
	再処理事業所廃棄物管理施設		①	別紙 2-30	
	濃縮・埋設事業所加工施設		①	別紙 2-30	
	濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設		①	別紙 2-30	
	再処理事業所ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設		①	別紙 2-30	
公益財団法人核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設		①	別紙 2-31	
	東海保障措置センター核燃料物質使用施設		①	別紙 2-31	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	大洗研究所（南地区）核燃料物質使用施設		①	別紙 2-32	
	大洗研究所の廃棄物管理施設		①	別紙 2-32	
	核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所廃棄物埋設施設		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙 2-32	
	大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）		①	別紙 2-32	
	大洗研究所（南地区）高速実験炉（常陽）		①	別紙 2-32	
	大洗研究所（北地区）HTTR（高温工学試験研究炉）		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 JRR-3		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）		①	別紙 2-32	
	核燃料サイクル工学研究所再処理施設		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）		①	別紙 2-32	
	大洗研究所（北地区）JMTR（材料試験炉）		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 JRR-2		①	別紙 2-32	
	原子力科学研究所 JRR-4		①	別紙 2-32	
	大洗研究所（南地区）DCA（重水臨界実験装置）		①	別紙 2-32	
	新型転換炉原型炉ふげん		①	別紙 2-32	
	高速増殖原型炉もんじゅ		①	別紙 2-32	
	人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設		①	別紙 2-32	
	人形峠環境技術センター加工施設		①	別紙 2-32	
	青森研究開発センター原子力第 1 船原子炉施設		①	別紙 2-32	
	日本核燃料開発株式会社	核燃料物質使用施設		①	別紙 2-33
	三菱原子燃料株式会社	加工施設		①	別紙 2-34
ニュークリア・デベロップメント株式会社	核燃料物質使用施設		①	別紙 2-35	
国立大学法人東京大学大学院工学系研究科	原子力専攻東京大学原子炉（弥生）		①	別紙 2-36	
学校法人五島育英会	東京都市大学原子力研究所		①	別紙 2-37	
株式会社日立製作所	王禅寺センタ HTR		①	別紙 2-38	
東芝エネルギーシステムズ株式会社	TTR-1		①	別紙 2-39	
	原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設		①	別紙 2-39	
	原子力技術研究所 NCA		①	別紙 2-39	
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	加工施設		①	別紙 2-40	
学校法人立教学院立教大学	原子力研究所		①	別紙 2-41	
学校法人近畿大学	原子力研究所 UTR		①	別紙 2-42	
国立大学法人京都大学	複合原子力科学研究所 KUCA		①	別紙 2-43	
	複合原子力科学研究所核燃料物質使用施設		①	別紙 2-43	
	複合原子力科学研究所 KUR		①	別紙 2-43	
原子燃料工業株式会社	東海事業所加工施設		①	別紙 2-44	
	熊取事業所加工施設		①	別紙 2-44	
リサイクル燃料貯蔵株式会社	リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設		②	別紙 2-45	
一般財団法人電力中央研究所	横須賀運営センター材料分析棟核燃料物質使用施設		④	別紙 2-46	
柴田陶器株式会社	核原料物質の使用施設		④	別紙 2-47	

国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター核燃料物質使用施設	④	別紙2-48	
住友化学株式会社	千葉工場袖ヶ浦地区核燃料物質使用施設	④	別紙2-49
	愛媛工場新居浜地区核燃料物質使用施設	④	別紙2-49
株式会社藤井製作所千葉工場核燃料物質使用施設	④	別紙2-50	
島根県防災部原子力安全対策課原子力環境センター核燃料物質使用施設	④	別紙2-51	
有限会社ケイビシイセラックスジャパン核原料物質の使用施設	④	別紙2-52	
三井化学株式会社大阪工場核燃料物質使用施設	④	別紙2-53	
山口耐火有限会社核原料物質の使用施設	④	別紙2-54	
愛媛県原子力センター核燃料物質使用施設	④	別紙2-55	
コニカミノルタ株式会社コニカミノルタ神戸第2サイト核原料物質の使用施設	④	別紙2-56	
ラジエ工業株式会社本社工場核燃料物質使用施設	④	別紙2-57	
株式会社UACJ名古屋製造所核燃料物質使用施設	④	別紙2-58	
三津和化学薬品株式会社核燃料物質使用施設	④	別紙2-59	
東亜ディーケーケー株式会社狭山テクニカルセンター核燃料物質使用施設	④	別紙2-60	
学校法人近畿大学原子力研究所核燃料物質使用施設	④	別紙2-61	
キンダ化学株式会社三田事業所核燃料物質使用施設	④	別紙2-62	
生野株式会社社内株式会社松本正夫商店貯蔵施設核燃料物質使用施設	④	別紙2-63	
九州電力株式会社玄海原子力発電所核燃料物質使用施設	④	別紙2-64	
美濃顔料化学株式会社核原料物質の使用施設	④	別紙2-65	

※1 総合的な評定

①検査指摘事項が確認されなかった施設

- 検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

②「緑、SLIV」の検査指摘事項が確認された施設<sup>2</sup>

- 検査指摘事項が確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。<sup>3</sup>
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

③東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

- 第3四半期において確認された原子力施設安全及び放射線安全関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」（6号機）であった。また、核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、SLIII」であり、この評価を受け、対応区分を第1区分から第2区分へ変更した。
- 第4四半期において確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、SLI」であった。この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。
- なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年度第3回原子力規制委員会（令和3年4月14日）において、検査対応区分が通常の第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。
- 安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。
- 対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

④電源開発株式会社大間原子力発電所（建設中）、政令第41条非該当施設等

- 検査指摘事項が確認されなかった。
- また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。
- 対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

<sup>1</sup> 核燃料施設等の安全実績指標は「指摘事項（追加対応なし）」。

<sup>2</sup> 核燃料施設等については、「指摘事項（追加対応なし）」の検査指摘事項が確認された施設。

<sup>3</sup> 核燃料施設等については、安全重要度及び安全実績指標は「指摘事項（追加対応なし）」。

北海道電力株式会社泊発電所 1号機、2号機、3号機  
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が北海道電力株式会社泊発電所 1号機、2号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東北電力株式会社東通原子力発電所 1号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が東北電力株式会社東通原子力発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東北電力株式会社女川原子力発電所 1号機、3号機  
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が東北電力株式会社女川原子力発電所1号機、3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。  
なお、1号機に対しては、令和2年3月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)



東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が東北電力株式会社女川原子力発電所 2 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○女川原子力発電所 2 号機 不適切な表面汚染密度測定による作業員の内部被ばく（緑、S L IV）【第 1 四半期】

適切な表面汚染密度測定及び被ばく防護対策が実施されておらず、作業員に意図しない内部被ばくが発生した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 1 件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所  
1号機、2号機、3号機、4号機  
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項4件が確認された。

【核物質防護関係】

- 福島第二原子力発電所における物理的防護に関する検査指摘事項（緑、SLIV）【第1四半期】
- 福島第二原子力発電所における立入承認に関する検査指摘事項（緑、SLIV）【第4四半期】
- 福島第二原子力発電所における物理的防護に関する検査指摘事項（緑、SLIV）【第4四半期】
- 福島第二原子力発電所における立入承認・出入管理に関する検査指摘事項（緑、SLIV）【第4四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が4件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所  
1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機  
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

【核物質防護関係】

○柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカードの不正使用（白、SLⅢ）【第3四半期】

○柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失（赤、SLⅠ）【第4四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○柏崎刈羽原子力発電所7号機 新たに技術基準への適合性が求められる溶接部における機械試験の未実施について

○柏崎刈羽原子力発電所7号機 蓄電池室（区分Ⅳ）内における感知器の不適切な箇所への設置について

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が2件確認され、第3四半期に確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、SLⅢ」であり、この評価を受け、対応区分を第1区分から第2区分へ変更した。

第4四半期に確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、SLⅠ」であり、この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年4月14日、第3回原

原子力規制委員会において、検査対応区分が通常の第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。

安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度第4四半期の対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度の2回から4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○柏崎刈羽原子力発電所 6 号機 安全処置の不備による使用済燃料プール冷却浄化系ポンプ (B) の自動停止 (緑、S L IV) 【第 3 四半期】

使用済燃料プール冷却浄化系の弁を駆動部の点検のために開操作したところ、系統流量が一時的に上昇して運転中の使用済燃料プール冷却浄化系ポンプ (B) がインターロックにより停止して使用済燃料プールの冷却が停止した。

【核物質防護関係】

○柏崎刈羽原子力発電所における I D カードの不正使用 (白、S L III) 【第 3 四半期】

○柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失 (赤、S L I) 【第 4 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 3 件確認され、第 3 四半期に確認された原子力施設安全及び放射線安全関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であった。

核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「白、S L III」であり、この評価を受け、対応区分を第 1 区分から第 2 区分へ変更した。

第4四半期において確認された核物質防護関係の検査指摘事項は、安全重要度及び深刻度が「赤、S L I」であり、この評価を受け、対応区分を第2区分から第4区分へ変更した。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の一連の事案を受け、令和3年4月14日、第3回原子力規制委員会において、検査対応区分が通常第1区分となるまで同発電所において特定核燃料物質を移動してはならない旨の命令を発出した。

安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

対応区分は第3四半期が第2区分、第4四半期が第4区分であった。そのため、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度第4四半期の対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度の2回から4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)



日本原子力発電株式会社東海発電所  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社東海発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設については、平成 1 3 年 6 月に全ての特定核燃料物質の搬出が完了し、平成 1 8 年 6 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社東海第二発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○東海第二発電所における一時立入者の高放射線区域への未許可立入り（緑、S L IV）【第 3 四半期】

一時立入者による作業観察において、一時立入者の案内者の発電所員は、安全管理室放射線・化学管理グループマネージャーの許可を得ないで、高放射線区域の廃液中和タンク室に一時立入者を入域させた。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 1 件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

## 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 1号機、2号機、3号機、4号機、5号機 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が中部電力株式会社浜岡原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機及び2号機については、平成21年11月に廃止措置計画が認可され、1号機は平成25年1月、2号機は平成27年2月に全ての特定核燃料物質の搬出が完了している。

### 1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

##### 【核物質防護関係】

○浜岡原子力発電所における立入承認に関する検査指摘事項（緑、SLIV）【第4四半期】

#### (2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

#### (3) その他事項

なし

### 2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が1件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であるこ

とから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1号機、2号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が北陸電力株式会社志賀原子力発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号機、2号機  
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。  
なお、1号機に対しては、平成29年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○敦賀発電所 浦底モニタリングポストのダストサンプラの不適切な試料採取  
(緑、SLIV)【第4四半期】

モニタリングポストの施設内に設置されているダストサンプラが本来施設外部の空気を試料として放射線計測を行うべきところ、施設内部の空気を吸入していた。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○敦賀発電所2号機 ボーリングコア柱状図データ書き換えの原因調査分析

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が1件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)



関西電力株式会社美浜発電所 1号機、2号機  
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が関西電力株式会社美浜発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成29年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じていても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社美浜発電所 3 号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社美浜発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

**1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果**

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

**【原子力施設安全及び放射線安全関係】**

○美浜発電所 3 号機 不適切な保全による海水ポンプ自動停止（緑、S L IV）【第 1 四半期】

保全計画において、設置環境及び使用環境が適切に考慮されておらず、使用済燃料ピット等の熱除去に用いられる海水ポンプが自動停止した。

○美浜発電所 3 号機における管理区域入域時間の不適切な管理の多発（緑、S L IV）【第 4 四半期】

管理区域内の入域管理室において、作業員が警報付デジタル個人線量計の登録を行う管理ゲートを通らずに入域する事例が多発したにもかかわらず、適切な不適合管理がとられていなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○美浜発電所 3 号機の原子炉格納容器外の電気計装品等に係るインターフェイスシステム LOCA 時の耐環境評価について

**2. 総合的な評価**

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 2 件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足して

いることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社大飯発電所 1号機、2号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和元年 1 2 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社大飯発電所 3 号機、4 号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所 3 号機、4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○大飯発電所 3、4 号機 不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備  
(緑、S L IV) 【第 4 四半期】

火災区画において、電線管と 1 時間の耐火能力を有する隔壁が施工されたケーブルトレイの間で耐火隔壁から露出したケーブルがあることを確認した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 1 件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社高浜発電所1号機、2号機  
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○高浜発電所 A廃棄物庫における不適切な放射性廃棄物の収容による管理区域境界の線量率（目安値）超過（緑、SLIV）【第4四半期】

固体廃棄物貯蔵庫において、比較的高線量のドラム缶に適切な遮蔽措置等を行わなかったため、貯蔵庫外部の管理区域境界において管理基準以上の線量率が確認された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が1件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)



関西電力株式会社高浜発電所 3 号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○高浜発電所 3 号機 2 次側配管の異物管理対策不備による蒸気発生器伝熱管の損傷事象（緑、S L IV）【第 2 四半期】

第 2 4 回定期検査において、3 基ある蒸気発生器のうち 2 基から、外面からの減肉率が 2 0 % を超える伝熱管が計 2 本発見された。

○高浜発電所 3、4 号機 不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備（緑、S L IV）【第 4 四半期】

火災区画において、耐火隔壁を設置したケーブルトレイから露出したケーブルが確認された。

○高浜発電所 A 廃棄物庫における不適切な放射性廃棄物の収容による管理区域境界の線量率（目安値）超過（緑、S L IV）【第 4 四半期】

固体廃棄物貯蔵庫において、比較的高線量のドラム缶に適切な遮蔽措置等を行わなかったため、貯蔵庫外部の管理区域境界において管理基準以上の線量率が確認された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 3 件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

関西電力株式会社高浜発電所 4 号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が関西電力株式会社高浜発電所 4 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

**1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果**

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

**【原子力施設安全及び放射線安全関係】**

○高浜発電所 4 号機 保守管理不備により発生したスケールによる蒸気発生器伝熱管の損傷事象（緑、S L IV）【第 4 四半期】

第 2 3 回定期検査において、3 基ある蒸気発生器のうち 2 基から、外面からの減肉率が 2 0 % を越える伝熱管が計 4 本発見された。

○高浜発電所 3、4 号機 不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備（緑、S L IV）【第 4 四半期】

火災区画において、耐火隔壁を設置したケーブルトレイから露出したケーブルが確認された。

○高浜発電所 A 廃棄物庫における不適切な放射性廃棄物の収容による管理区域境界の線量率（目安値）超過（緑、S L IV）【第 4 四半期】

固体廃棄物貯蔵庫において、比較的高線量のドラム缶に適切な遮蔽措置等を行わなかったため、貯蔵庫外部の管理区域境界において管理基準以上の線量率が確認された。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

**2. 総合的な評価**

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 3 件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

中国電力株式会社島根原子力発電所 1号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が中国電力株式会社島根原子力発電所 1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成 2 9 年 4 月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○島根原子力発電所 1号機 高放射線区域入域における従業員被ばく管理の不備  
(緑、S L IV) 【第 3 四半期】

定期事業者検査において、事業者の検査担当者 2 名は入域許可が与えられている作業場所以外の高放射線区域に入域した。

【核物質防護関係】

○島根原子力発電所における情報管理に関する検査指摘事項 (緑、S L IV) 【第 2 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 2 件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○島根原子力発電所 2 号機 不適切な操作による残留熱除去系 B ポンプ自動停止  
(緑、S L IV) 【第 2 四半期】

不適切な弁操作により、使用済燃料プールを冷却中だった残留熱除去ポンプが停止した。

【核物質防護関係】

○島根原子力発電所における情報管理に関する検査指摘事項 (緑、S L IV) 【第 2 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 2 件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)



中国電力株式会社島根原子力発電所 3号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が中国電力株式会社島根原子力発電所 3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

【核物質防護関係】

○島根原子力発電所における情報管理に関する検査指摘事項（緑、S L IV）【第 2 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 1 件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

四国電力株式会社伊方発電所 1号機、2号機  
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が四国電力株式会社伊方発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては平成29年6月に、2号機に対しては令和2年10月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

【核物質防護関係】

○伊方発電所における物理的防護に関する検査指摘事項（緑、S L IV）【第4四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が1件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

四国電力株式会社伊方発電所 3 号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が四国電力株式会社伊方発電所 3 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 3 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○伊方発電所 3 号機 海水管トレンチ室内における不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備（緑、S L IV）【第 2 四半期】

海水ポンプの制御ケーブルを収納しているケーブルトレイにむき出しの換気空調用のケーブルが入線していた。

○伊方発電所 3 号機 制御盤室内における感知器の不適切な箇所への設置による火災感知機能の信頼性低下（緑、S L IV）【第 2 四半期】

制御盤室内天井の自動火災感知器（熱感知）が換気口空気吹き出し部に近接して設置されていた。

【核物質防護関係】

○伊方発電所における物理的防護に関する検査指摘事項（緑、S L IV）【第 4 四半期】

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 3 件確認されたが、いずれも安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

九州電力株式会社玄海原子力発電所 1号機、2号機  
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が九州電力株式会社玄海原子力発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、1号機に対しては平成29年4月に、2号機に対しては令和2年3月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

九州電力株式会社玄海原子力発電所 3号機、4号機  
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が九州電力株式会社玄海原子力発電所3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○玄海原子力発電所3、4号機 海水管トレンチエリアのプルボックス内に設けられた煙感知器の設置方法の不備（緑、S L IV）【第4四半期】

海水ポンプの動力ケーブルを納めているプルボックス内において、火災感知のための煙感知器が適切な方法で設置されていなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が1件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。



○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

九州電力株式会社川内原子力発電所 2 号機  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が九州電力株式会社川内原子力発電所 2 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 1 件が確認された。

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

○川内原子力発電所 2 号機 配線処理室内における不適切なケーブル敷設による火災影響軽減対策の不備（緑、S L IV）【第 2 四半期】

安全停止系のケーブルを収納しているケーブルトレイにむき出しの安全系ケーブルが入線していた。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 1 件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「緑、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

電源開発株式会社大間原子力発電所  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が電源開発株式会社大間原子力発電所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設は建設中である。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

なし

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度を通じて対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

日本原燃株式会社  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が日本原燃株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

## 別記

再処理事業所 再処理施設

再処理事業所 廃棄物管理施設

濃縮・埋設事業所 加工施設

濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設

再処理事業所 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設

公益財団法人核物質管理センター  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が公益財団法人核物質管理センターの別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)



別記

六ヶ所保障措置センター 核燃料物質使用施設  
東海保障措置センター 核燃料物質使用施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

## 別記

大洗研究所（南地区） 核燃料物質使用施設  
大洗研究所 廃棄物管理施設  
核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設  
原子力科学研究所 廃棄物埋設施設  
原子力科学研究所 核燃料物質使用施設  
大洗研究所（北地区） 核燃料物質使用施設  
原子力科学研究所 NSRR（原子炉安全性研究炉）  
大洗研究所（南地区） 高速実験炉（常陽）  
大洗研究所（北地区） HTTR（高温工学試験研究炉）  
原子力科学研究所 TRACY（過渡臨界実験装置）※廃止措置中  
原子力科学研究所 TCA（軽水臨界実験装置）※廃止措置中  
原子力科学研究所 JRR-3  
原子力科学研究所 FCA（高速炉臨界実験装置）  
核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 ※廃止措置中  
原子力科学研究所 STACY（定常臨界実験装置）  
大洗研究所（北地区） JMTR（材料試験炉）※廃止措置中  
原子力科学研究所 JRR-2 ※廃止措置中  
原子力科学研究所 JRR-4 ※廃止措置中  
大洗研究所（南地区） DCA（重水臨界実験装置） ※廃止措置中  
新型転換炉原型炉ふげん ※廃止措置中  
高速増殖原型炉もんじゅ ※廃止措置中  
人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設  
人形峠環境技術センター 加工施設 ※廃止措置中  
青森研究開発センター 原子力第1船原子炉施設 ※廃止措置中

日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が日本核燃料開発株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

三菱原子燃料株式会社の加工施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が三菱原子燃料株式会社の加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

## ニュークリア・デベロップメント株式会社の核燃料物質使用施設 令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁がニュークリア・デベロップメント株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

#### (2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

#### (3) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の東京大学原子炉（弥生）において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が学校法人五島育英会東京都市大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)



株式会社日立製作所王禅寺センタのHTR  
令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が株式会社日立製作所王禅寺センタのHTRにおいて実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和3年度の原子力規制検査は、令和2年度末の対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東芝エネルギーシステムズ株式会社  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が東芝エネルギーシステムズ株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

別記

TTR-1 ※廃止措置中

原子力技術研究所 N28-2 核燃料物質使用施設

原子力技術研究所 NCA

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

学校法人立教学院の立教大学原子力研究所  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が学校法人立教学院の立教大学原子力研究所において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

学校法人近畿大学原子力研究所の U T R  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が学校法人近畿大学原子力研究所の U T R において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

別記

KUCA

核燃料物質使用施設

KUR



原子燃料工業株式会社  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が原子燃料工業株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

**1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果**

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

**2. 総合的な評価**

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されず、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

**3. 次年度以降の検査について**

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

別記

東海事業所 加工施設  
熊取事業所 加工施設

## リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設 令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁がリサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、以下の指摘事項 1 件が確認された。

##### 【核物質防護関係】

○リサイクル燃料備蓄センターにおける情報の管理（指摘事項（追加対応なし）、S L IV）【第 2 四半期】

#### (2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」の状態であった。

#### (3) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が 1 件確認されたが、安全重要度及び深刻度が「指摘事項（追加対応なし）、S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「指摘事項（追加対応なし）」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的は満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査について

令和 3 年度の原子力規制検査は、令和 2 年度末の対応区分が第 1 区分であることから、引き続き第 1 区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

一般財団法人電力中央研究所  
横須賀運営センター材料分析棟の核燃料物質使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が一般財団法人電力中央研究所横須賀運営センター材料分析棟の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

柴田陶器株式会社の核原料物質の使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が柴田陶器株式会社の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

国立大学法人東北大学金属材料研究所附属  
量子エネルギー材料科学国際研究センターの核燃料物質使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が国立大学法人東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

住友化学株式会社  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が住友化学株式会社の別記施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。



別記

千葉工場袖ヶ浦地区 核燃料物質使用施設  
愛媛工場新居浜地区 核燃料物質使用施設

株式会社藤井製作所千葉工場の核燃料物質使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が株式会社藤井製作所千葉工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

島根県防災部原子力安全対策課原子力環境センターの核燃料物質使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が島根県防災部原子力安全対策課原子力環境センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

有限会社ケイピーシーセラックスジャパンの核原料物質の使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が有限会社ケイピーシーセラックスジャパンの核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

三井化学株式会社大阪工場の核燃料物質使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が三井化学株式会社大阪工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

山口耐火有限会社の核原料物質の使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が山口耐火有限会社の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

愛媛県原子力センターの核燃料物質使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が愛媛県原子力センターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

## コニカミノルタ株式会社コニカミノルタ神戸第2サイトの核原料物質の使用施設 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁がコニカミノルタ株式会社コニカミノルタ神戸第2サイトの核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。



ラジエ工業株式会社本社工場の核燃料物質使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁がラジエ工業株式会社本社工場の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

## 株式会社UACJ名古屋製造所の核燃料物質使用施設 令和2年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和2年度に原子力規制庁が株式会社UACJ名古屋製造所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和2年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和2年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和2年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は10年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

三津和化学薬品株式会社の核燃料物質使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が三津和化学薬品株式会社の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

東亜ディーケーケー株式会社狭山テクニカルセンターの核燃料物質使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が東亜ディーケーケー株式会社狭山テクニカルセンターの核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

## 学校法人近畿大学原子力研究所の核燃料物質使用施設 令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が学校法人近畿大学原子力研究所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

#### (2) その他事項

なし。

### 2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

## キシダ化学株式会社三田事業所の核燃料物質使用施設 令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁がキシダ化学株式会社三田事業所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

### 1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

#### (1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

#### (2) その他事項

ない。

### 2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

### 3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

生野株式会社内株式会社松本正夫商店貯蔵施設の核燃料物質使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が生野株式会社内株式会社松本正夫商店貯蔵施設の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

九州電力株式会社玄海原子力発電所の核燃料物質使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が九州電力株式会社玄海原子力発電所の核燃料物質使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。



美濃顔料化学株式会社の核原料物質の使用施設  
令和 2 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 2 年度に原子力規制庁が美濃顔料化学株式会社の核原料物質の使用施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 1 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 2 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和 2 年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、検査指摘事項は確認されなかった。

(2) その他事項

なし。

2. 総合的な評価

令和 2 年度においては、検査指摘事項が確認されなかった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第 1 区分であり、各監視領域における活動目的を満足していることから、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査について

次回検査は 10 年後を予定しているが、使用者の安全活動について問題が確認された場合は、その限りではない。

令和3年度 日常検査 検査計画(発電炉) ※1 ※4

No	ガイド番号	検査ガイド名	川内	玄海	伊方	高浜	大飯	美浜	泊	東通	女川	柏崎	福島第二	東海	浜岡	志賀	敦賀	島根	大間	(東電)東通
			1,2号:運転	1号:廃止A 2号:廃止A 3,4号:運転	1号:廃止B 2号:廃止A 3号:運転	1,2号:長停 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3,4号:運転	1,2号:廃止A 3号:長停	1~3号:長停	1号:長停	1号:廃止A 2,3号:長停	1~7号:長停	1~4号:廃審	1号:廃止B 2号:長停	1,2号:廃止B 3~5号:長停	1,2号:長停	1号:廃止A 2号:長停	1号:廃止A 2:長停 3号:建設B	1号:建設A	1号:建設A
1	BM0020	定期事業者検査に対する監督※2	10	12	7	12	12	3	3	1	3	7	4	2	5	2	2	3		
2	BM1040	ヒートシンク性能	2	3	2	3	3	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
3	BM0060	保全の有効性評価	5	5	5	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4	BM0100	設計管理	6	6	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
5	BM0110	作業管理	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
6	BO0010	サーベイランス試験	18	22	17	22	22	5	5	3	5	8	6	3	5	4	4	5		
7	BO1020	設備の系統構成	18	22	18	22	22	5	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5		
8	BO1030	原子炉起動・停止	2	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9	BO1040	動作可能性判断及び機能性評価	20	24	19	24	24	5	5	3	5	8	6	4	6	4	4	5		
10	BO0060	燃料体管理 (運搬・貯蔵)	3	4	3	4	4	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
11	BO1070	運転員能力	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
12	BE0010	自然災害防護	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
13	BE0020	火災防護	13	13	13	13	13	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
14	BE0030	内部溢水防護	3	4	3	4	4	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1		
15	BE0040	緊急時対応組織の維持	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
16	BE0050	緊急時対応の準備と保全	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
17	BE0060	重大事故等対応要員の能力維持	10	10	10	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
18	BE0090	地震防護	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
19	BE0100	津波防護	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
20	BR0010	放射線被ばく管理	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
21	BR0070	放射性固体廃棄物等の管理	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
22	BQ0010	品質マネジメントシステムの運用(日常)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
23		品質マネジメントシステムの運用(半期)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
24	BQ0040	安全実績指標の検証	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
25	BQ0050	事象発生時の初動対応	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3	※3		
合計			145	162	139	162	162	51	51	43	51	67	56	46	55	47	47	51	0	0

【凡例】

- (1)「運転」:新規基準対応済で供用中。
- (2)「長停」:新規基準対応準備中で長期停止中。
- (3)「廃止A」:廃炉認可済でSFPIに使用済燃料有り。  
検査の扱いは長期停止中と同じ。
- (4)「廃止B」:廃炉認可済でSFPIに使用済燃料無し。
- (5)「廃審」:廃炉審査中。扱いは長期停止中と同じ。
- (6)「廃予」:廃炉申請予定。扱いは長期停止中と同じ。
- (7)「建設A」:建設段階にあつて新燃料未搬入。

- ※1 令和2年度末現在の原子炉の状況を踏まえて設定。
- ※2 No.1「定期事業者検査に対する監督」の長期停止、廃止A/Bの検査サンプル数は1/炉。
- ※3 設備の状態又は法定確認行為に係る事業者からの申請に応じて、担当監視部門と調整の上、  
規制事務所長又はチーム長の判断によりサンプル数を増減することができる。
- ※4 核物質防護関係の検査の内容とサンプル数については、別途調整して指示する。



# 令和3年度検査計画（チーム検査）

## 令和3年度 チーム検査 検査計画

No.	ガイド番号	検査ガイド名	令和3年度				令和4年度		備考
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	
1	BM0010	使用前事業者検査 に対する監督	(事業者の使用前事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
2	BM1050	供用期間中検査 に対する監督	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
3	BM0100	設計管理	大飯	伊方	志賀 敦賀 JAEA再処理	浜岡 島根	東通 美浜	泊 東海第二	
4	BO1050	取替炉心の安全性	(事業者の定期事業者検査の計画を踏まえ検査を実施)						
5	BO1070	運転員能力	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
6	BE0021	火災防護(3年)	高浜			大飯			
7	BE0070	重大事故等対応要員の 訓練評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
8	BE0080	重大事故等対応訓練の シナリオ評価	(事業者の訓練計画を踏まえ検査を実施)						
9	BR0020	放射線被ばく評価及び 個人モニタリング	女川 原電東海 伊方 原燃再処理	泊 大飯 高浜	美浜 島根	東通 志賀	原電東海 川内	福島第二 柏崎刈羽 玄海 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施
10	BR0030	放射線被ばく ALARA活動	女川 原電東海 伊方 原燃再処理	泊 大飯 高浜	美浜 島根	東通 志賀	原電東海 川内	福島第二 柏崎刈羽 玄海 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施
11	BR0040	空气中放射性物質の 管理と低減	女川 原電東海 原燃再処理	泊	美浜 島根	東通 志賀	原電東海 高浜	福島第二 柏崎刈羽 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施
12	BR0050	放射性気体・液体廃棄物の 管理	原電東海 原燃再処理	泊 柏崎刈羽	島根	東通 志賀	高浜	福島第二 美浜 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施
13	BR0080	放射線環境監視 プログラム	原電東海 原燃再処理	泊 柏崎刈羽	島根 玄海 川内	志賀 東通	伊方	美浜 福島第二 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施
14	BR0090	放射線モニタリング 設備	原電東海 原燃再処理	泊 柏崎刈羽	島根 玄海 川内	志賀 東通	伊方	美浜 福島第二 JAEA再処理	原電東海は、東海発電所及び東海第二発電所の検査を併せて実施
15	BQ0010	品質マネジメント システムの運用	大飯 伊方	女川 玄海 原燃再処理	泊 川内	高浜 美浜 JAEA再処理	大飯 福島第二	伊方 玄海 川内	
16		核物質防護	泊 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋 設 福島第二 東海第二 JAEA再処理 柏崎刈羽 志賀 大飯 美浜 ふげん 浜岡 島根 伊方 玄海 川内 核管センター 東海 核管センター 六ヶ所 東芝	泊 東北東通 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋 設 大間 RFS 女川 東海第二 三菱原子燃 料 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 敦賀 大飯 高浜 もんじゅ 島根 伊方 原燃工熊取 人形峠 東京大学 大洗北 大洗南 NFD	泊 原燃濃縮・埋 設 大間 RFS 女川 東海第二 三菱原子燃 料 原燃工東海 GNF-J 柏崎刈羽 志賀 敦賀 大飯 高浜 もんじゅ 島根 伊方 原燃工熊取 人形峠 東京大学 大洗北 大洗南 NFD	東北東通 女川 福島第二 大洗廃棄 柏崎刈羽 浜岡			

#### ④令和3年度検査計画（政令第41条非該当施設等）

令和3年度原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者等に対する原子力規制検査計画

番号	所在地	事業所 名称	許可・届出の内容			立入検査 (使用状況調査) 年度	実施時期 (注1)	許可(核燃料) 届出(核原料) 年月日
			使用	貯蔵	廃棄			
1 <sup>※1</sup>	青森	青森県原子力センター青森市駐在	○	○	○	平成16年度	第4四半期	H02.02.08
2	青森	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター	○	○	○	—	第3四半期	H08.02.20
3	青森	日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所	○	○	○	—	第2四半期	H10.10.27
4	秋田	国立大学法人秋田大学国際資源学研究所附属鉱業博物館(核原料)	○	○	—	—	第3四半期	H19.04.02
5 <sup>※1</sup>	福島	福島県環境創造センター福島支所	○	○	○	—	第1四半期	H07.05.16
6 <sup>※1</sup>	茨城	JX金属株式会社磯原工場	—	—	○	平成27年度	第1四半期	H15.10.01
7	茨城	原子燃料工業株式会社東海事業所	○	○	○	—	第2四半期	H28.08.18
8	茨城	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	○	○	○	—	第3四半期	H28.12.09
9	埼玉	防衛省航空自衛隊第3補給処	—	○	—	—	第2四半期	H25.12.10
10	東京	株式会社日本箱産業(核原料)	○	○	—	—	第2四半期	R01.06.13
11	神奈川	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	○	○	○	—	第3四半期	H04.10.29
12	新潟	日本中央競馬会新潟競馬場(核原料)	—	○	—	—	第2四半期	H28.12.21
13	新潟	水信辰徳(核原料)	○	○	—	—	第3四半期	R01.12.19
14	石川	北陸電力株式会社志賀原子力発電所	○	○	○	平成22年度	第1四半期	H03.03.18
15	山梨	株式会社日本トロン開発協会山梨営業所(核原料)	—	○	—	—	第3四半期	H28.07.19
16	岐阜	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃鉱山(核原料)	—	○	—	—	第1四半期	H01.09.08
17	岐阜	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東濃地科学センター(核原料)	—	○	—	—	第1四半期	H03.02.15
18	岐阜	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	—	○	—	—	第4四半期	H22.09.03
19	岐阜	大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所	○	○	—	—	第3四半期	H25.07.17
20 <sup>※1</sup>	岐阜	有限会社イーファーム(核原料)	○	○	—	—	第4四半期	H15.09.01
21	京都	国立大学法人京都大学工学部放射実験室	○	○	○	平成28年度	第1四半期	S38.03.22
22	大阪	原子燃料工業株式会社熊取事業所	—	○	○	—	第2四半期	S47.08.25
23	大阪	文部科学省タイムカプセル埋蔵地	○	—	—	—	第1四半期	S46.09.11
24	奈良	国立大学法人奈良女子大学アイソトープ総合実験室	—	○	—	—	第3四半期	H29.12.14
25	岡山	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター(核原料)	○	○	○	—	第2四半期	S52.08.29
26 <sup>※1</sup>	山口	帝人株式会社岩国開発センター	—	○	—	平成30年度	第1四半期	H15.03.28
27	愛媛	独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校	—	○	—	—	第4四半期	H25.04.24
28	福岡	三井金属鉱業株式会社三池事務所	—	○	—	—	第2四半期	H31.01.18
29	宮崎	旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所	—	—	○	平成27年度	第1四半期	S56.01.21

(注1)実施時期については、日程調整の結果、別の四半期に実施する場合があります。

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点および緊急事態宣言の発令を受けて、令和2年度から検査実施を延期したものの。

(原子炉等規制法施行令第41条非該当使用者等の総数は208(令和3年4月時点))

番 号  
令和〇年〇月〇日

別記宛て（各通）

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について（案）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2の2第7項の規定に基づく総合的な評価について、同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

北海道電力株式会社  
東北電力株式会社  
東京電力ホールディングス株式会社  
中部電力株式会社  
北陸電力株式会社  
関西電力株式会社  
四国電力株式会社  
中国電力株式会社  
九州電力株式会社  
日本原子力発電株式会社  
電源開発株式会社  
日本原燃株式会社  
公益財団法人核物質管理センター  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
日本核燃料開発株式会社  
三菱原子燃料株式会社  
ニュークリア・デベロップメント株式会社  
国立大学法人東京大学  
学校法人五島育英会  
株式会社日立製作所  
東芝エネルギーシステムズ株式会社  
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン  
学校法人立教学院  
学校法人近畿大学  
国立大学法人京都大学  
原子燃料工業株式会社  
リサイクル燃料貯蔵株式会社  
一般財団法人電力中央研究所  
柴田陶器株式会社  
国立大学法人東北大学  
住友化学株式会社  
株式会社藤井製作所  
島根県  
有限会社ケイピィシーセラックスジャパン  
三井化学株式会社  
山口耐火有限会社  
愛媛県  
コニカミノルタ株式会社

ラジエ工業株式会社  
株式会社UACJ  
三津和化学薬品株式会社  
東亜ディーケーケー株式会社  
キシダ化学株式会社  
株式会社松本正夫商店  
美濃顔料化学株式会社



東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所  
令和2年度検査結果  
及び令和3年度検査計画

令和3年  
原子力規制委員会

# 目 次

## 1. 令和2年度検査結果

1. 1 施設定期検査	-----	1
1. 2 保安検査	-----	4
1. 3 核物質防護検査	-----	22

## 2. 令和3年度検査計画

2. 1 施設定期検査	-----	23
2. 2 保安検査	-----	23
2. 3 核物質防護検査	-----	25

## 1. 令和2年度検査結果

### 1.1 施設定期検査

#### 1.1.1 検査の実績

令和2年度における施設定期検査の実績は以下のとおりであり、対象設備について実施計画に定められた性能を有することを確認した。

対象設備	検査項目	主な検査内容	検査実施日	結果	事業者による定期の検査終了日
原子炉圧力容器・格納容器注水設備 原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備 原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器 監視室・制御室	常用原子炉注水系ポンプ運転性能検査 非常用原子炉注水系ポンプ運転性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>崩壊熱相当注水量以上で原子炉へ注水できることを確認</li> <li>原子炉圧力容器底部温度が所定の温度を満足していることを確認</li> <li>ポンプ及び専用ディーゼル発電機の運転状態に異常がないことを確認</li> </ul>	令和2年 11月11,12日	良	令和2年 10月16日
原子炉格納容器内窒素封入設備 原子炉格納容器ガス管理設備 原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器 監視室・制御室	窒素ガス分離装置運転性能検査 非常用窒素ガス分離装置運転性能検査 原子炉格納容器ガス管理設備運転性能検査 原子炉格納容器ガス管理設備監視機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>窒素ガス分離装置が原子炉格納容器内圧力以上で必要窒素量を封入できること及び窒素濃度が所定の濃度を満足していることを確認</li> <li>非常用窒素ガス分離装置が定格容量以上で運転できること及び原子炉格納容器内圧力以上で所定の濃度の窒素を封入できることを確認</li> <li>原子炉格納容器ガス管理設備のフィルタ総合効率及びフィルタユニットの前後差圧が所定の値を満足することを確認</li> <li>原子炉格納容器内の水素濃度が可燃限界以下であることを確認</li> <li>ガス放射線モニタが対象核種のエネルギースペクトルにピーク調整されていることを確認</li> <li>窒素ガス分離装置、非常用窒素ガス分離装置及び原子炉格納容器ガス管理設備の運転状態に異常がないことを確認</li> </ul>	令和3年 3月4日	良	令和3年 2月25日
使用済燃料プール設備 監視室・制御室	使用済燃料プール設備運転性能検査 非常用冷却水注水機能検査 使用済燃料プール設備監視機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料プールの水温が所定の温度を満足していることを確認</li> <li>スキマサージタンクの水位が一定に保持され、有意な変動がないことを確認</li> <li>ポンプの運転により、スキマサージタンクの水位が上昇することを確認</li> <li>ポンプ及び専用ディーゼル発電機の運転状態に異常がないことを確認</li> <li>漏えい検知器が所定の水位で漏えいを検知し、警報が作動することを確認</li> </ul>	令和2年 11月5,6日 令和3年 2月15日	良	令和2年 11月2日

汚染水処理設備等 滞留水を貯留している (滞留している場合を含む)建屋 監視室・制御室	汚染水処理設備性能検査 汚染水処理設備及び関連設備運転状態確認検査 汚染水貯留設備水位監視機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染水処理装置により放射性物質濃度が低減し、所定の濃度を満足していること確認</li> <li>淡水化装置及び建屋内 RO 出口の塩素濃度が所定の濃度を満足していることを確認</li> <li>移送ポンプ等の運転状態に異常がないことを確認</li> <li>汚染水貯留設備の水位が監視できることを確認</li> </ul>	令和3年 3月1,16,17日	良	令和3年 3月15日
電気系統設備	所内共通ディーゼル発電機性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>所内共通ディーゼル発電機が定格出力で運転でき、運転状態に異常がないことを確認</li> </ul>	令和3年 3月12日	良	令和2年 12月14日
使用済燃料プールからの燃料取り出し設備(3号機) 監視室・制御室	燃料取扱設備(燃料取扱機、クレーン)機能検査 燃料取り出し用カバー排気フィルタユニット機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取扱機の動力源を遮断した時に模擬燃料が保持されていることを確認</li> <li>クレーンの動力を遮断した時に模擬荷重が保持されていることを確認</li> <li>排風機の運転状態が監視可能であること及び運転状態に異常がないことを確認</li> </ul>	令和3年 2月2日	良	令和3年 1月8日
使用済燃料共用プール設備 監視室・制御室	共用プール冷却浄化系運転性能検査 共用プール補給水系機能検査 燃料取扱装置機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料共用プールの水温が所定の温度を満足することを確認</li> <li>プール水がスキマサージタンクへオーバーフローしていることを確認</li> <li>ポンプの運転により、スキマサージタンクの水位が上昇することを確認</li> <li>ポンプの運転状態に異常がないことを確認</li> <li>燃料取扱装置の動力源を遮断した時に模擬燃料を保持していることを確認</li> <li>天井クレーンが中間貯蔵容器蓋保管台をつり下げた状態で動力源を遮断した時に中間貯蔵容器蓋保管台に下がり代がないことを確認</li> </ul>	令和3年 3月18日	良	令和3年 3月5日
使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 監視室・制御室	使用済燃料乾式キャスク監視機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャスク蓋間圧力の警報及び表示灯が設定値どおり作動することを確認</li> <li>キャスク外筒表面温度の警報及び表示灯が設定値どおりに作動することを確認</li> </ul>	令和3年 2月18日	良	令和2年 10月12日
放射線管理関係設備等 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 使用済燃料共用プール設備 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設 監視室・制御室	モニタリングポスト性能検査 ダスト放射線モニタ性能検査 エリア放射線モニタ性能検査 プロセス放射線モニタ性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>検出器が正しく校正されていることを確認</li> <li>監視PC等の指示値が正しいことを確認</li> <li>設定値どおりに警報及び表示が作動することを確認</li> </ul>	令和2年 12月16日 令和3年 3月8,9日	良	令和3年 3月3日

放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設	漏えい検知器機能検査 運転性能検査 除去性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏えい検知器が所定の水位で漏えいを検知し、警報が作動することを確認</li> <li>・設備の運転状態に異常がないことを確認</li> <li>・増設多核種除去設備の処理済水の放射能濃度が周辺監視区域外の水中の濃度限度未満であることを確認</li> </ul>	令和3年 3月5日	良	令和3年 3月4日
放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設 雑固体廃棄物焼却設備	ガス放射線モニタ性能検査 焼却設備フィルタ性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検出器が正しく校正されていることを確認</li> <li>・操作表示器等の指示値が正しいことを確認</li> <li>・設定値どおり警報及び表示が作動することを確認</li> <li>・排ガスの放射性物質濃度が環境に放出可能な値まで低減されていることを確認</li> </ul>	令和3年 2月15日	良	令和2年 11月17日
5・6号機 残留熱除去系 復水補給水系 燃料プール冷却浄化系 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備 電源系統設備 放射性液体廃棄物処理系(既設設備) 計測制御設備	残留熱除去系 運転性能検査 復水補給水系 運転性能検査 燃料プール冷却浄化系 運転性能検査 燃料取扱機能検査 ディーゼル発電機 定格容量確認検査 直流電源系機能検査 放射性液体廃棄物処理系(既設設備)機能検査(6号機除く) 主排気筒放射線モニタ機能検査 原子炉建屋エリア放射線モニタ機能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留熱除去ポンプ、復水移送ポンプ、ディーゼル発電機等の運転状態に異常がないことを確認</li> <li>・使用済燃料プールの水温が所定の温度を満足することを確認</li> <li>・使用済燃料プール水がスキマサージタンクへオーバーフローしていることを確認</li> <li>・スキマサージタンクの水位が保持されていることを確認</li> <li>・燃料交換機の動力源を遮断した時に模擬燃料が保持されていることを確認</li> <li>・原子炉建屋天井クレーンがテストウエイトをつり下げた状態で動力源を遮断した時にテストウエイトに下がり代がないことを確認</li> <li>・ディーゼル発電機を運転し、所定の容量が確保されていることを確認</li> <li>・直流電源設備系蓄電池について浮動充電運転状態における浮動充電電圧、蓄電池端子電圧等が所定の値を満足することを確認</li> <li>・放射性液体廃棄物処理系(既設設備)タンクの水位計指示値に変動がなく、漏えいがないことを確認</li> <li>・放射線モニタの検出器等が正しく校正され、設定値どおり警報が作動することを確認</li> </ul>	令和3年 3月2,3,12日	良	令和3年 3月9日
5・6号機 放射性液体廃棄物処理系 5・6号機 仮設設備(滞留水貯留設備)	滞留水貯留監視機能検査 滞留水浄化性能検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入タンク、貯留タンク等の水位警報が所定の水位で作動することを確認</li> <li>・淡水化装置処理水の放射能濃度が所定の値を満足することを確認</li> <li>・淡水化装置の運転状態に異常のないことを確認</li> </ul>	令和3年 3月3日	良	令和3年 3月3日

サブドレン他水処理施設	浄化性能検査 移送性能検査 漏えい検知器 機能検査	・浄化処理により放射能が低減されていることを確認 ・地下水等を各設備で移送できること及び運転状態に異常がないことを確認 ・漏えい検知器が所定の水位にて漏えいを検知し、警報が作動することを確認	令和2年 9月15日 令和3年 3月16,17日	良	令和3年 3月14日
雨水処理設備等	雨水処理設備 運転性能検査 漏えい検知器 機能検査	・処理水の放射能濃度が排水基準以下に低減されていることを確認 ・装置の運転状態に異常がないことを確認 ・漏えい検知器が所定の水位にて漏えいを検知し、警報ランプが点灯表示することを確認	令和3年 3月3,5日	良	令和3年 3月5日
大型機器除染設備	除染停止機能 検査 運転性能検査	・加工室内圧力の異常により停止信号が発生しプラスト装置が停止することを確認 ・除染設備の運転状態において、加工室内の負圧が維持されていることを確認	令和2年 11月25日	良	令和2年 11月25日

### 1. 1. 2 検査実施者

原子力規制部検査グループ専門検査部門

山元 義弘

川下 泰弘

宮崎 毅

南川 智嗣

宇野 正登

馬場 康夫

山中 武

### 1. 1. 3 特記事項

なし

## 1. 2 保安検査

### 1. 2. 1 実施概要

事業所名：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所

検査実施期間：

(1) 令和2年度保安検査

令和2年4月1日～令和3年3月31日

検査実施者:

福島第一原子力規制事務所

小林 隆輔

渡部 俊文

木村 隆一

松本 和重

坂本 千明

田中 秀樹

木村 通

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野 正登

検査補助者:

地域原子力規制総括調整官(福島担当)

南山 力生

福島第一原子力規制事務所

坂中 伸次

廣岡 慶長

實松 浩二

石口 孝治

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

知見 康弘

高松 宏志

横山 知則

市森 凱

高木 薫

### 1. 2. 2 保安検査の結果

今年度の保安検査では、「気付き事項の影響度に係る評価イメージ」及び「気付き事項の影響度に係る評価上留意すべき視点イメージ」に照らし、かつ気付き事項の性質等を総合的に考慮した結果、以下の項目について実施計画の違反があると確認された。

検査名	実施計画違反(監視)	実施計画違反
保安検査	8件	0件

(1)

件名	大型機器メンテナンス建屋内における休憩所サーベいの未実施
事象概要	2020年7月1日、3日及び6日に、福島第一原子力発電所構内で協力企業が使用している大型機器メンテナンス建屋2階の休憩

	<p>所(汚染のおそれのない管理対象区域)において、実施計画で求められている表面汚染密度と空気中の放射性物質濃度の測定を実施していなかったことを事業者が確認し、7月8日、現地原子力検査官に報告があった。当該休憩所は、2020年4月1日～6月30日まではタンク除染・保管作業(作業主管:運用支援G)を委託された協力企業Aが使用しており、7月1日からは大型機器除染装置点検工事(作業主管:共用機械設備G)を委託された協力企業Bが使用していた。休憩所の使用者を変更する際には、放射線防護Gに共用機械設備Gが引継ぎ申請を行う必要があるが、共用機械設備Gは申請を行っておらず、その結果、7月1日以降、協力企業Bは、測定を所管する放射線防護Gの承認を得ないまま当該休憩所を使用しており、事業者による管理ができていなかった。</p>									
<p>実施計画の該当条文</p>	<p>実施計画Ⅲ第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)</p> <p>第7章 放射線管理</p> <p>第60条(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第1項 各プログラム部長及び各GMは、表60-1及び表60-2(第48条第1項(2)の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る)に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りではない。</p> <p>表60-2</p> <table border="1" data-bbox="592 1473 1439 1765"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>所管GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚染のおそれのない管理対象区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td rowspan="2">放射線防護GM</td> <td rowspan="2">毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 品質保証</p> <p>第3条(品質保証計画)</p> <p>第7項 業務の計画及び実施</p> <p>7.5業務の実施</p> <p>7.5.1業務の管理</p>	場 所	測定項目	所管GM	測定頻度	汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	放射線防護GM	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)	空気中の放射性物質濃度
場 所	測定項目	所管GM	測定頻度							
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	放射線防護GM	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)							
	空気中の放射性物質濃度									



	組織は、「業務の計画」(7. 1参照)に基づき業務を管理された状態で実施する。
判定区分	軽微な違反(監視)

(2)

件名	3号機タービン建屋屋上部雨水対策工事における顔面汚染
事象概要	<p>2020年8月18日、3号機タービン建屋屋上部雨水対策工事における下地塗装作業に従事していた協力企業作業員(以下「当該作業員」という。)が、作業終了後に実施した汚染検査において、顔面及び鼻腔に汚染があることが確認された。当該作業員の身体汚染は、半面マスクを使用して、塗装面を刷毛で清掃しながら下地塗装作業を行ったことにより、ダストが舞い上がり顔面が汚染したものである。なお、当該屋上部では当該作業の前に震災当時のガレキの撤去工事が行われていた。8月19日、放射線防護GMIは、内部被ばく線量は記録レベル(2mSv)未満であり、有意な取り込みはないと判断した。8月20日、現地原子力検査官は事業者より報告を受けた。</p> <p>本事象は、放射線防護に係る不適切な作業計画及び作業管理の結果、作業員の顔面が汚染し、内部被ばくをしたものである。</p>
実施計画の該当条文	<p>実施計画Ⅲ第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)</p> <p>第2章 品質保証</p> <p>第3条(品質保証計画)</p> <p>第7項 業務の計画及び実施</p> <p>7. 1業務の計画</p> <p>(3)組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確にする。</p> <p>c)その業務・特定原子力施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>7. 5業務の実施</p> <p>7. 5. 1業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」(7. 1参照)に基づき業務を管理された状態で実施する。</p>
判定区分	軽微な違反(監視)

(3)

件名	5・6号機自動火災報知設備の火災信号受信不備
事象概要	2020年8月28日0時34分頃、5・6号機中央制御室(以下「中央制御室」という。)内火災盤監視PC画面(以下「監視PC画面」という。)に、M/C5E建屋(以下「当該建屋」という。) 「警報作動」を示すポップアップ表示とアラーム音を確認した。同日0時54分頃、当直員は当該建屋内の火災受信機の「火災」表示、ベルの鳴動及び煙感知器の動作を確認したが、建屋内部に発煙、焦げ跡等が確認できなかったことから煙感知器の誤作動と判断した。本来であれば、当該建屋で煙感知器が作動し、火災信号を発信した際には、中継器を介して中央制御室入口前の受信機で火災信号を受信し、監視PC画面に「火災」と表示がされるべきものが表示されなかった。
実施計画の該当条文	実施計画Ⅲ第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置) 第2章 品質保証 第3条(品質保証計画) 第7項 業務の計画及び実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (1)組織は、特定原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (1)組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。 7.5 業務の実施 7.5.3 識別及びトレーサビリティ (2)組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・特定原子力施設の状態を識別する。
判定区分	軽微な違反(監視)

(4)

件名	1号機PCVガス管理設備サーバ記憶媒体交換時の誤操作による排気ファン全停
事象概要	2020年11月12日10時頃から1号機原子炉格納容器ガス管理設備(以下「PCVガス管理設備」という。)のHMIサーバI系の記

	<p>憶媒体交換作業を開始し、交換作業に伴い発報した警報を確認するため、監視端末モニタ上で警報確認操作を行うべきところ、スイッチボックスの緊急停止ボタンを誤って押し、11時12分、PCVガス管理設備警報「1号機PCVガス管理抽気ファン全台停止」が発報するとともに、運転中の排気ファン(A)が停止し、待機中の排気ファン(B)は起動しなかった。系統全台停止に伴い、PCVガス管理設備の各種モニタ(希ガスモニタ、水素モニタ、ダストモニタ)が両系とも監視不能となった。</p> <p>当該スイッチボックスには、【「緊急停止PB有り！！」操作スイッチ接触注意！！】の紙プレートによる表示があり、緊急停止ボタンはカバー付きスイッチで、赤枠で緊急停止の注意喚起が行われていた。</p> <p>11時13分、当直長は、運転上の制限「原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器1チャンネルが動作可能であること」を満足できなくなったことから、実施計画Ⅲ 第1編 第24条(未臨界監視)運転上の制限の逸脱を宣言した。</p>
実施計画の該当条文	<p>実施計画Ⅲ 第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)</p> <p>第2章 品質保証</p> <p>第3条(品質保証計画)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(3) b) 業務・特定原子力施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」に基づき業務を管理された状態で実施する。</p>
判定区分	軽微な違反(監視)

(5)

件名	2号機使用済燃料プールスキマサージタンク水補給操作における不適切な操作
事象概要	<p>2020年8月20日14時20分、2号機使用済燃料プール(以下「SFP」という。)スキマサージタンク水の補給操作を実施したところ、「一次系差流量大」警報が発報し、インターロックが動作して運転中のSFP一次系ポンプ(B)が停止した。同日16時44分、当直長は停止した当該ポンプに異常が無いことを確認し、当該ポンプを起動し</p>

	た。なお、当該ポンプの停止前後におけるSFP水温、敷地境界モニタリングポスト及び連続ダストモニタに有意な変動は無かった。
実施計画の該当条文	実施計画Ⅲ第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置) 第2章 品質保証 第3条(品質保証計画) 7項 業務の計画及び実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理 組織は、「業務の計画」に基づき業務を管理された状態で実施する。
判定区分	軽微な違反(監視)

(6)

件名	1号機原子炉圧力容器温度計の誤接続について
事象概要	<p>2021年2月8日から10日にかけて1号機デジタルレコーダ※(以下「DR」という。)の取替作業を1・2号機中央制御室で実施した。2月11日、1号機原子炉圧力容器温度計(以下「RPV温度計」という。)6台のうち1台の指示値が変動したため、2月12日に現場確認を実施したところ、RPV温度計の信号ケーブル(以下「信号ケーブル」という。)に誤接続があることを確認した。</p> <p>事業者は、事前の当該工事に係るリスク抽出や事前検討を十分に行っていなかった。また施工要領書も現場状況及び正確な施工内容を反映したものになっておらず、信号ケーブル布設の段階で重要ステップの記載がなく作業のホールドポイントとして立ち止まることになっていなかった。</p> <p>誤接続は2月8日に発生し、当直へ引き渡した2月10日17時から12日11時20分に信号ケーブルを正しく接続し直し、指示値が復帰するまでの42時間20分の間、当該温度計による監視が実施できていなかった。なお、他の5台の信号ケーブルは正しく接続されており、この間の指示値は安定していた。</p> <p>※:1号機デジタルレコーダ 1・2号機中央制御室に設置されており、RPV温度計等の信号(電圧値等)を温度値等に変換・表示するとともに、免震重要棟に伝送し、遠隔監視を可能とするもの。</p>
実施計画の該当条文	実施計画Ⅲ第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)

	<p>第2章 品質保証</p> <p>第3条(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>7項 業務に関する計画の策定及び業務の実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(3) 組織は、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む業務の計画の策定及び変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>c) 業務・特定原子力施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) その業務・特定原子力施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、自主検査等、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」に基づき、管理された状態で業務を実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>e) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>f) プロセスの次の段階に進むことの承認が実施されている。</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・特定原子力施設の状態を識別し管理する。</p>
判定区分	軽微な違反(監視)

(7)

件名	プロセス主建屋における顔面汚染
事象概要	<p>2021年3月10日13時40分頃から、貯留設備グループのグループ員(以下「社員A」という。)が、単独でプロセス主建屋(以下「当該建屋」という。)において現場調査を実施していたが、調査終了後に、当該建屋出口へ向かっている途中で帰路が分からなくなり、警報付個人線量計が警報設定値に達したことから、14時42分に復旧班長へ電話連絡した。その後、迎えに来た社員2名と合流した16時</p>

	<p>10分頃、当該建屋から屋外へ退出したが、1～4号機出入管理所での身体汚染検査において、全身及び鼻腔に汚染があることが確認された。</p> <p>当該建屋は高線量かつ高汚染の環境下であるが、社員Aは当該建屋出口への帰路が分からなくなった際、発汗により全面マスクの視界が悪くなったことから、汚染したゴム手袋で全面マスク及び眼鏡の位置調整を行い、顔面等に触れたことにより顔面が汚染したものである。</p> <p>3月11日、放射線防護GMは、内部被ばくによる預託実効線量が0.43mSv(記録レベル2mSv 未満)であり、有意な取り込みはないと判断した。</p>
実施計画の該当条文	<p>実施計画Ⅲ第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)</p> <p>第2章 品質保証</p> <p>第3条(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>7項 業務に関する計画の策定及び業務の実施</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」に基づき、管理された状態で業務を実施する。</p>
判定区分	軽微な違反(監視)

(8)

件名	通用門建屋建設工事における非火災報の発報
事象概要	<p>2021年3月18日13時21分頃、発電所西門構外にある通用門建屋に設置した自動火災報知設備受信機から正門守衛所に設置している自動火災報知設備受信機へ火災信号を移報する試験を実施したところ、入退域管理棟警備室に設置している自動火災報知設備受信機(以下「入退警備室受信機」という。)に火災信号「正門移報1階34番」が表示され、この表示を確認した警備員が緊急時対策本部復旧班長へ「正門移報1階34番」という火災信号を受信したことを通報した。</p> <p>「受信機物件情報更新手順書」には、受信機の隔離、停止及び監視人配置を定めていたが、工事監理員は、入退管理棟警備員室へ「点検作業でデータ書換え作業を開始する」ことを連絡しただけ</p>

	<p>で、手順書に定めた入退警備室受信機の隔離、停止及び監視人配置が完了していることを確認することなく作業を開始した。</p> <p>入退警備室受信機は、2018年7月22日2時42分頃発生した「登録センター1階001地区011」の非火災報を「新事務本館登録センター」と誤認した事象の対策として、当時の建築保全・総括グループが建物名称を建物番号に変更し、その読替え表を備え付けており、警備員は読替え表による運用を理解していたが、読替え表の記載内容が「正門移報1階34番」の建物名称が現存しない「体育館」、新運用名称が「予備90」となっており、発生場所を識別できる状態でなかった。</p>
実施計画の該当条文	<p>実施計画Ⅲ第1編(1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置)</p> <p>第2章 品質保証</p> <p>第3条(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第7項 業務に関する計画及び業務の実施</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>(1)組織は、業務の計画」に基づき、管理された状態で業務を実施する。</p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(2)組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・特定原子力施設の状態を識別し管理する。</p>
判定区分	軽微な違反(監視)

### 1.2.3 保安検査の評価

1. 評価
<p>令和2年度福島第一原子力発電所の保安活動に対する評価</p> <p>【令和2年度保安検査における評価結果】</p> <p>「総合評価」</p> <p>特定原子力施設の保安のための措置に係る保安活動の実施状況</p> <p>令和2年度実施計画検査の実施に係る計画に基づく保安検査項目として、以下の項目について保安検査を実施した。</p> <p>基本検査で実施する保安検査の内容</p> <p>(1)廃炉プロジェクトマネジメント</p> <p>(2)火災対策</p>

- (3)放射線管理
- (4)燃料管理
- (5)放射性廃棄物管理
- (6)その他の保安活動  
(運転管理、保守管理、緊急時の措置、品質保証活動、教育・訓練)

これらの保安検査の結果を総合的に評価し、今後も継続的に監視が必要と判断するものを以下に示す。

#### (1)廃炉プロジェクトマネジメント

廃炉プロジェクトマネジメントに係る検査として、廃炉プロジェクトマネジメントの実施状況としてプロジェクト進捗レビュー会議に陪席し各プログラム／プロジェクトの進捗、課題及び人財の過不足等の状況を確認するとともに、1／2号機共用排気筒解体片の減容作業に伴う放射性廃棄物管理の実施体制、1号機PCV内アクセスルート構築作業中におけるPCV圧力低下事象の調査状況等を確認した。

検査の結果、事業者は令和2年4月に組織改編を行い、新たな体制で各プログラム／プロジェクトに取り組んでおり、プロジェクトマネジメント室が各プログラム／プロジェクトの進捗状況を定期的に把握し、監督等を行うとともに、人財の過不足等を把握し、調整を行っていることを確認した。また廃炉安全・品質室において、個別プログラム／プロジェクトの主要な工程に参画し、リスク抽出の支援等を実施していることを確認した。今後、事業者は組織改編を踏まえて評価を行うとすることから、監視を継続する必要がある。

#### (2)火災対策

火災対策に係る検査として、火災リスク低減対策、消防用設備等、危険物施設、可燃物等の管理、初期消火要員の活動、教育訓練及び力量管理の実施状況を確認した。

検査の結果、消防用設備等の管理の実施状況については、第2四半期に自動火災報知設備の火災信号を火災として識別できなかった事案、第4四半期に火災信号の発信場所を識別できなかった事案が発生し、識別が適切に行われていないことを確認したことから実施計画違反と判定した。これら2件を含め、令和2年度に10件の非火災報が発報していることから、消防用設備等の管理について、是正処置等の実施状況の監視を継続する必要がある。

火災リスク低減対策については、計画的に火災対策、改善活動を行っていることを確認したが、令和3年2月18日、雑固体廃棄物焼却設備建屋屋上冷却塔トレースヒータ火災が発生し、火災原因の調査については公設消防が行っているが、火災対策、作業管理及び調達管理が適切に行われていたか確認中である。また、令和3年3月10日に発生した1／2号サービス建屋2階 LED 照明器具からの発煙事象及び令和3年3月23日に発生したプロセス主建屋4階照明回路の焦げ跡事象について、公設消防は火災取扱いしないと判断したが、事業者が実施している原因調査等の結果を確認し、是正処置等の実施状況を監視する必要がある。



危険物施設の管理については、令和2年11月13日、PCBを含有する変圧器絶縁油移送作業中に漏えい事象が発生し、危険物施設、設備の把握、危険物取扱作業時のリスク抽出、危険物保安監督者及び工事監理員の活動について、今後も移送作業が断続的に行われることから、是正処置等の実施状況の監視を継続する必要がある。

可燃物等の管理の実施状況については、資機材仮置及び瓦礫等仮設集積に関するワーキンググループによる活動について確認した。令和3年度から新ルールによる管理の状況を確認する必要がある。

初期消火要員の活動、教育訓練及び力量管理の実施状況については、消火器を使用した初期消火訓練、公設消防との合同訓練を確認したが、初期消火要員相互の連携、初期消火要員に求める力量設定、公設消防指揮下での活動に課題があることから、改善活動が適切に実施されているか継続して確認する必要がある。

### (3)放射線管理

放射線管理に係る検査として、顔面汚染及び内部取り込み事案に係る是正処置の実施状況、大型機器メンテナンス建屋内における休憩所サーベイの未実施、3号機タービン建屋屋上部雨水対策工事における顔面汚染、3号機使用済燃料構内輸送作業における不適切な保護衣使用、管理対象区域における飲食、管理対象区域における給水事象、プロセス主建屋における顔面汚染に係る是正処置の実施状況、1/2号炉屋外SGTS配管調査の実施状況、並びに3号機及び4号機SGTSフィルタトレインの内部調査の実施状況等を確認した。

検査の結果、大型機器メンテナンス建屋内における休憩所サーベイの未実施については、実施計画で求めている表面汚染密度と空気中の放射性物質濃度の測定を実施していなかったことから実施計画違反と判定した。

3号機タービン建屋屋上部雨水対策工事における顔面汚染については、作業内容及び作業環境の検討を十分行わず、適切なマスクの着用を指示しなかったこと等で顔面汚染及び内部被ばくを生じさせたことから実施計画違反と判定した。

プロセス主建屋における顔面汚染については、安全な作業環境が確保されていないエリア(高線量、高汚染、暗所等)に単独で現場調査に入り、帰路が分からなくなったこと等に伴い不適切な防護装備の扱いを行ったことにより、全身汚染及び内部取り込み事象の発生に至ったことから実施計画違反と判定した。

1/2号炉屋外SGTS配管調査の実施状況並びに3号機及び4号機SGTSフィルタトレインの内部調査の実施状況については、作業環境が高線量率及び高汚染の状況下での作業管理、被ばく低減対策及び汚染拡大防止について作業現場を確認した。

令和2年度は構内の放射線環境の改善が進む中、管理対象区域における顔面汚染に伴う内部取込の発生、汚染の恐れがない管理対象区域でのサーベイ未実施や不適切な保護衣使用等に関して、作業員に対する事例の周知・注意喚起、協力企業へのふるまいの教育等の対策が行われていることを確認した。また、構内入退域方法の変更から装備脱衣エリアでの個人被ばく線量計等の置き忘れが発生している。

これらの事案に関する是正処置の監視を継続するとともに、SGTS配管撤去の実施状況を確認する必要がある。

#### (4) 燃料管理

燃料管理に係る検査として、1号機ではガレキ撤去作業時のガレキ落下防止・緩和対策の実施状況、2号機では使用済燃料プール内部調査や原子炉注水停止試験の実施状況、3号機では燃料取出し作業の実施状況及び6号機では新燃料除染・解体・再組立の実施状況を確認した。

検査の結果、1号機ではガレキ落下防止・緩和対策のSFP養生バック(令和2年6月設置完了)、燃料取扱機支保(令和2年10月設置完了)及び天井クレーン支保(令和2年11月設置完了)の作業の実施状況を確認した。今後、令和5年度頃の大型カバー設置完了に向けて、既存カバーの解体等を実施していることから、その活動の監視を継続していく。

2号機では、水中遊泳式遠隔調査装置を使ったSFP内部調査の実施状況を遠隔カメラによる映像で確認した。また、原子炉注水停止試験に立会い、実際の温度上昇と予測との差異を把握するとともに、事業者の評価内容を確認した。今後、燃料取り出しに向けたオペレーティングフロア内の線量調査や燃料取り出し用構台設置作業が予定されており、これらの活動の監視を継続していく必要がある。

なお、3号機では、令和元年から引き続き、健全な燃料の取り出し作業の他に、ハンドル変形燃料の取り出し作業や変形した燃料ラック吊りピースの曲げ戻し作業等の実施状況を確認した。また、令和2年度内に発生した不適合(燃料取扱機マストケーブル交換後の信号異常、3号機クレーン主巻昇降停止事象等)について事象内容を把握するとともに不適合処置等の対策の実施状況を確認した。なお、3号機の燃料は令和3年2月28日に使用済燃料プールからの取り出しが完了した。

6号炉新燃料除染・解体・再組立については、令和元年度に発生した新燃料棒曲げ事象の処置として、曲げ戻し作業を確実に実施し、他の新燃料の解体・除染再組立と合わせ作業を実施し、計画どおり保管まで実施した。令和3年度は、使用済燃料プール内に保管中の新燃料の除染・解体・再組立を計画していることから、作業の実施状況を確認する。

#### (5) 放射性廃棄物管理

放射性廃棄物管理に係る検査として、固体廃棄物等保管エリアにおける保管管理の実施状況、工事等における仮設集積場所等一時保管の実施状況、1/2号炉共用排気筒解体工事に伴う放射性固体廃棄物管理の実施状況、汚染土一時保管施設の設置状況、アレバスラッジの保管管理の状況、ストロンチウム未処理水のALPS処理の実施状況、多核種除去設備等処理水の二次処理の性能確認試験の実施状況、再利用タンクの除染、2月13日の地震によるタンク等のずれ発生状況等を確認した。

検査の結果、固体廃棄物等保管エリアにおける保管管理の実施状況については、引き続き保管状況の計画的な改善活動が行われていることを確認した。1/2号炉共用排気筒解体工

事に伴う放射性固体廃棄物管理の実施状況については、減容作業まで確認したが減容された解体片の保管状況については未確認であることから、令和3年度に確認する必要がある。

令和3年2月13日に発生した地震の被害については、一時保管エリア AA においてはコンテナの傾き・倒壊等が発生し、タンエリアにおいては汚染水等を貯留したタンクの滑動、連結配管のずれ、フランジタンク継ぎ目からの漏えい、歩廊の落下、天板点検口蓋の落下等が発生した。また、令和3年3月22日には一時保管エリアW2において高い全 $\beta$ 放射能を確認し、保管容器の健全性が損なわれている事象が発生した。保管容器の内容物、健全性等に関して調査中であり、今後は改善活動を含め放射性廃棄物の保管管理状況について確認する必要がある。

工事等における仮設集積場所等一時保管の実施状況については、工事用資機材管理ワーキンググループを設置し現行ルールに基づく改善及び適切に管理できる仕組みを検討しルールの見直しを行っていることを確認した。新たな仕組みの下で適切に管理できているか引き続き確認する必要がある。

アレバスラッジの保管管理に関する実施要領については、令和3年度にスラッジ抜き取りに向けプロセス主建屋に開口部を設置する計画であり、アレバスラッジの保管状況について確認する必要がある。

貯留タンク内ストロンチウム未処理水の ALPS 処理については、令和2年8月8日に完了したことを確認した。また、多核種除去設備等処理水の二次処理の性能試験については、概ね計画通りに進捗したことを確認した。再利用タンクの除染については、令和3年度も継続して実施されることから、引き続き確認する必要がある。

## (6) その他の保安活動

### 1) 運転管理

運転管理に係る検査として、定例試験、格納容器内の不活性雰囲気維持に関する運転上の制限逸脱及び復帰に係る確認、2号機使用済燃料プールスキマサージタンク水補給操作における不適切な操作、1号機 PCV ガス管理設備サーバ記憶媒体交換時の誤操作による排気ファン全停、2号機原子炉格納容器の減圧試験の実施状況、汚染水処理設備 第二セシウム吸着装置(SARRY)自動停止、サブドレン No.49 運用開始に伴う4号機運転日誌作成不備、淡水化装置(RO3)ウルトラフィルタ処理水ラインからの漏えい、実施計画第一編運転上の制限に係る条文(第18条・第19条・第25条)の見直しに伴う運用方法等を確認した。

検査の結果、令和2年8月に発生した2号機使用済燃料プールスキマサージタンク水補給操作における不適切な操作について、作業体制、リスク評価、コミュニケーションに問題が認められ、業務が管理された状態で実施されていなかったことから実施計画違反と判定した。令和2年11月にも1号機 PCV ガス管理設備サーバ記憶媒体交換時の誤操作による排気ファン全停が発生しており、コミュニケーション不足、リスク抽出の弱さ、体制不備が確認され、業務が管理された状態で実施されていなかったことから実施計画違反と判定した。これらについて事業者は、共通要因分析を行うとしたことから、共通要因分析、分析結果を受けた対策の実施状況を継続して確認する必要がある。

汚染水処理設備 第二セシウム吸着装置(SARRY)自動停止については、計装品点検に伴う安全処置が不十分であったため、インターロックにより停止した事象であり根本原因分析を行い、設備図書修正、関連計器一覧表作成等の対策を実施したことを確認した。

淡水化装置(RO3)ウルトラフィルタ処理水ラインからの漏えいについては、運転中に発生した漏えいを早期検知できず、対策として漏えい検知器を増設することとしたことから、対策の実施状況を確認する必要がある。

実施計画第一編運転上の制限に係る条文(第18条「原子炉注水系」、第19条「非常用水源」、第25条「格納容器内の不活性雰囲気維持機能」)の見直しに伴う運用方法等については、見直しによって必要とする対応手順の改訂や教育による周知等の実施状況を確認した。

## 2) 保守管理

保守管理に係る検査として、保全計画の策定状況、長期保守管理計画の運用状況、1号機原子炉格納容器窒素封入ライン撤去の実施状況、保守管理に係る不適合事象(多核種除去設備の点検期限超過、地下水バイパス設備の点検期限超過及び点検記録未作成、サブドレン他浄化設備前処理フィルタからの漏えい、多核種除去設備クロスフローフィルタ二次側出口配管からの漏えい、増設多核種除去設備クロスフローフィルタろ過水の白濁事象、非常用窒素ガス分離装置の除湿装置ドレントラップ亀裂事象、既設多核種除去設備吸着塔5B 入口配管カムロックからの漏えい、既設多核種除去設備クロスフローフィルタ等交換工事における漏えい、AREVA 天井クレーン点検中の地絡発生、高性能多核種除去設備 NaOH 補給ポンプ用電動機誤結線、1号機原子炉圧力容器温度計の誤接続等)について確認した。

検査の結果、1号機原子炉圧力容器温度計の誤接続について、作業現場の状況を踏まえたリスク抽出や事前の検討を十分に行っていなかったこと、施工要領書が現場に即したものにできなかったこと、信号ケーブル布設の段階で重要ステップの記載がなく作業のホールドポイントとして立ち止まることになっていなかったことから実施計画違反と判定した。

保全計画の策定状況については、5号機電動機駆動消火ポンプ差圧スイッチ入口ヘッド元弁付け根部のピンホールから漏えいがあったことから、5/6号機消防設備の点検長期計画について確認し、系統及び機器毎で設定すべきところ、屋内消火栓設備一式として作成されていることから、事業者が当該設備の点検長期計画の改訂を行ったことを確認した。

長期保守管理計画については、事故前から設置している設備については、点検長期計画を策定しているものの、事故後に適切な見直しを実施されていないことから、事故後の環境変化を踏まえた、廃炉・汚染水対策を進める上で特に注視すべきリスクを抽出し、該当する設備等に対して経年劣化モードに応じた管理をすべく、長期保守管理計画を策定したことを確認した。第1四半期においてリスクを抽出し、第2四半期及び第3四半期で試運用及び妥当性評価を実施し、第4四半期から本運用を開始したことを確認した。しかしながら、第2四半期において、3号機廃棄物地下貯蔵建屋における原子炉冷却材浄化系廃樹脂貯蔵タンク接続配管からの漏えい事象が発生したが、長期保守管理計画において当該機器については、設備劣化による影響はなく、早急な追加対策は不要と評価されていたことから、今後、長期保守管理計画を実効的

に運用するためには見直しが必要であるため、継続して運用状況を確認する必要がある。

保守管理に係る不適合事象については、業務管理の不備、設計想定を超えた腐食又は浸食、事後保全対象機器の老朽化による損傷又は損耗、工事中の作業管理の不備、点検時のリスク抽出不足、設備据付け時の確認不足、工事中の識別管理不足等が原因として特定され、是正処置として、業務管理の改善、点検長期計画への反映等の対策を検討し、実施していることを確認した。事故後10年が経過し、安全確保設備等に経年劣化が認められることから、監視を継続する必要がある。

AREVA 天井クレーン点検中の地絡発生については、充電部に通電した状態で点検を実施中に、協力企業作業員が予定外作業を実施した際に地絡を発生させており、当該作業の委託先である協力企業が実施する全ての作業に対して、事業者が総点検を実施した上で作業を再開していること、是正処置として、令和3年4月に廃炉安全・品質室が臨時の調達先監査を実施することを確認した。

これらの不適合事象に対する是正処置の実施状況を継続して確認する必要がある。

### 3) 緊急時の措置

緊急時の措置に係る検査として、緊急時演習の実施状況、異常時のための措置の実施状況を確認した。

検査の結果、緊急時演習の実施状況については、上半期は「2020年度緊急時演習」を目標に新型コロナウイルス感染対策を考慮しつつ7回の事前勉強会と6回の反復訓練をもって計画的・段階的に準備訓練を積み上げており、9月11日の演習本番では緊急時対策本部におけるEAL事象発生時の対応手順を主体にその練度及び改善点等を確認した。下半期においては同演習の結果に基づき、シナリオ非開示や起因事象等にねらいを定めた要素訓練を実施しており、その状況等を踏まえて令和3年度も継続的に確認していく。

異常時のための措置の実施状況については、大きな問題はなかったが、個別訓練における緊急時対応要員の振る舞い等に懸念があること、また、当直体制の見直しを行い、事故発生時の初動対応のために確保する人員を2名1組から1名での現場対応に変更したことから、その成立性を確認する必要がある。

### 4) 品質保証活動

品質保証活動に係る検査として、CAP活動の実施状況、不適合管理に係る進捗管理の実施状況、令和元年度に発生した不適合事象に係る是正処置の実施状況(非常用D/G等の不具合事象、車両内の喫煙事象等、管理対象区域における給水事案、多核種除去設備における不具合事象等)、令和2年度に発生した不適合事象に係る不適合管理及び是正処置の実施状況(窒素ガス分離装置(B)電源異常、多核種除去設備における漏えい事象、点検周期逸脱、サブドレン他浄化設備前処理フィルタからの滴下、5・6号機滞留水貯留設備浄化ユニット(C)漏えい、5、6号CV洞道内の水の流出等)、他施設で発生した不適合事象に対する予防処置の実施状況(島根3号機D/G潤滑配管オリフイス取り付け方向の相違に係る水平展

開調査)、内部監査の実施状況、安全文化醸成活動の実施状況並びに令和2年度に実施計画違反と判定した5件の不適合事象を踏まえた共通要因分析の実施状況を確認した。

検査の結果、CAP 活動については令和2年度より本格運用を開始し、徐々にコンディションレポートの報告件数が増えており、四半期毎に行う傾向分析により弱みを抽出して改善を図っているが、既存の不適合管理の仕組みと平行して運用をしており、将来的には仕組みを一本化することから、引き続き監視を行うこととする。

不適合事象に対する是正処置及び予防処置(未然防止処置)の活動については、処置が完了していないものもあることから、継続して監視を行う。

令和2年度に実施計画違反と判定した5件の不適合事象を踏まえた共通要因分析については、第4四半期に分析結果を踏まえた提言をとりまとめ、令和3年度から活動計画を策定して改善活動を実施することから、有効性評価が完了するまで監視を継続する必要がある。

安全文化醸成活動(健全な安全文化の育成及び維持に関する活動)については、計画に基づいた活動を実施しているものの、ヒューマンエラーによる不適合が継続して認められることから、監視を継続する。

#### 5)教育・訓練

教育・訓練に係る検査として、令和2年度4月の組織改編による所外からの転任者(技術系)の教育の実施状況及び力量評価について確認した。また、原子力人財育成センターの研修体系を確認するとともに、当該センターが実施している廃炉コア技術講座に陪席して実施状況を確認した。

検査の結果、転任者の教育の実施状況及び力量評価は、訓練基本マニュアル等に基づき業務経験等を考慮した教育訓練が実施されていることを確認した。また、廃炉コア技術講座については、計画に基づき発電所固有の教育が実施されていることを確認した。今後は、当該講座の受講を力量評価と結びつけて力量向上をはかることを確認していく。

#### 【令和2年度保安調査及び事故・トラブル等の発生状況を踏まえた評価結果】

令和元年10月5日に発生した6号機残留熱除去ポンプ(B)圧力抑制室吸込弁駆動部シャフト折損、令和元年11月26日に発生した1/2号機排気筒ドレンサンプピット水位低下事象及び令和2年4月24日に発生した1～3号機窒素ガス分離装置(B)窒素濃度指示不良に伴う運転上の制限からの逸脱の3件の事故報告について、その対策実施状況について確認を行った。なお、1/2号機排気筒ドレンサンプピット水位低下事象及び1～3号機窒素ガス分離装置(B)窒素濃度指示不良に伴う運転上の制限からの逸脱については、引き続き対策の実施状況を見ていくこととする。

3月2日に発生した物揚場排水路に設置しているPSF モニタ(簡易放射線検出器)高警報を受け、当該水路の流域を調査したところ、一時保管エリアW2で、70 $\mu$ m線量当量率において13mSv/hの線量があるゲル状物質を確認した。当該エリアに保管していたコンテナの1基に腐食があり補修していたことから、当該コンテナ内を上から調査したところ、震災後の作業で発生したウエスや養

生シート、樹脂製配管等の廃棄物がビニール養生された状態で保管されており、70 $\mu$ m線量当量率において10mSv/hの線量を確認したことから、当該コンテナには上記廃棄物以外にも70 $\mu$ m線量当量率の高い廃棄物が保管されていることが考えられるとしている。これらのことから、事業者は「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等(気体状のものを除く)が管理区域内で漏えいしたとき。」に該当すると判断した。この事象に係る原因究明及び対応状況を確認する必要がある。

## 2. 福島第一原子力発電所の課題

令和2年度においては、8件の実施計画違反を確認した。第3四半期までに発生した5件の実施計画違反は、いずれも原子力安全に対する影響が軽微なものと判定するが、複数の部門で発生しており、その共通要因として、リスク抽出の弱さ、ルールの認識不足やルール遵守の意識の低さ、東電所内及び協力企業とのコミュニケーション不足、現場状況の確認の不足が認められた。このことは、東京電力自らが定めたマニュアル、ルール等に基づき行われる業務が管理された状態で実施されていないことを確認した。

事業者は、これらの違反事案に対し、原因の深掘りと背景要因を踏まえた共通要因分析を行い、改善を図るとしている。

第4四半期に発生した3件の実施計画違反についても、原子力安全に対する影響が軽微なものと判定するが、リスク抽出の弱さ、コミュニケーション不足、手順書等のルール軽視等が見られたことから、原因究明、改善処置の状況を確認する必要がある。

これらの実施計画違反が発生したことを踏まえ、共通要因分析及び分析結果に基づく対策の実施状況を確認する必要がある。

中期的リスクの低減目標マップ(2021年3月版)に示されているとおり、令和3年度には「1・2号機 SGTS 配管の撤去」「大型廃棄物保管庫設置」「PCV 内部調査」等の高線量の廃棄物を扱う作業や高線量環境での作業が計画されており、これらの実施状況を確認する必要がある。

以上のことから、発電所の課題として以下が考えられる。

【基本検査に係るもの】(保安検査で確認できる内容のみ)

- ①実施計画違反8件に対する改善状況
  - ・火災対策
  - ・放射線管理
  - ・運転管理
  - ・保守管理
- ②廃炉プロジェクトマネジメントの実施状況
  - ・共通要因分析を踏まえた廃炉作業の実施状況
- ③放射性廃棄物管理の実施状況

1. 2. 4 特記事項  
なし

1. 3 核物質防護検査  
実施計画違反なし



## 2. 令和3年度検査計画

### 2.1 施設定期検査

実施計画において認可され供用を開始した施設のうち、供用期間中に求められる機能を担う機器について、実施計画に定めている要求される機能を発揮できる状態であるかを検査する。

特に、検査の着眼点を踏まえ抽出した以下の施設等については重点項目とし、可能な限り事業者が実施する検査への立会による検査を実施する。

- ①汚染水処理設備等(滞留水移送装置)
- ②放射線管理関係設備等(ダスト放射線モニタ)
- ③放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設(多核種除去設備)
- ④5・6号機放射性液体廃棄物処理系 仮設設備(浄化ユニット)
- ⑤サブドレン他水処理施設(サブドレン他浄化設備)

### 2.2 保安検査

#### ①廃炉プロジェクトマネジメント

- ・1. 2. 3 実施計画検査の評価の「1. 評価」において、令和2年4月に行われた組織改編について、今後、事業者は評価を行うとしていることから、当該評価の内容を把握し、評価を踏まえた対策の実施状況及び効果を確認する。
- ・また、1. 2. 3 実施計画検査の評価の「2. 福島第一原子力発電所の課題」において、実施計画違反が複数発生しており、共通要因分析及び分析に基づく対策が必要であることから、共通要因分析を踏まえた廃炉作業の実施状況(リソース管理、工程管理、品質管理等)について確認する。

#### ②火災対策

- ・1. 2. 3 実施計画検査の評価の「1. 評価」において、火災リスク低減対策については、計画的に火災対策、改善活動を行っていることを確認していたが、雑固体廃棄物焼却設備建屋屋上冷却塔トレスヒータ火災、1/2号サービス建屋2階 LED 照明器具からの発煙事象及びプロセス主建屋4階照明回路の焦げ跡事象が発生し、事業者が原因調査を行うことから、調査結果を確認し、是正処置等の実施状況を監視する。
- ・消防用設備等の管理の実施状況、危険物施設の管理の実施状況については、実施計画違反2件を含め10件の非火災報発報があったことから是正処置等の実施状況の監視を継続する。
- ・可燃物等の管理の実施状況については、令和3年度からの新ルールによる管理が実施されることから、資機材仮置及び瓦礫等仮設集積に関するワーキンググループによる活動、新ルールによる管理の状況を確認する。
- ・初期消火要員の活動、教育訓練及び力量管理の実施状況については、初期消火要

員相互の連携、初期消火要員に求める力量設定、公設消防指揮下での活動に課題があることから、改善活動が適切に実施されているか継続して確認する。

### ③放射線管理

- ・1. 2. 3 実施計画検査の評価の「1. 評価」において、休憩所サーベイの未実施、雨水対策工事における顔面汚染、プロセス主建屋における顔面汚染、不適切な保護衣使用等の放射線管理に係る不適合事象が発生しており、一部の是正処置等の対策が令和3年度に実施されることから、継続して確認する。また、上記「2. 福島第一原子力発電所の課題」において、令和3年度に汚染レベルが高く高線量の1・2号機SGTS配管等の撤去を計画していることから、放射線管理の実施状況を確認する。

### ④燃料取出準備

- ・1. 2. 3 実施計画検査の評価の「1. 評価」の「燃料管理の実施状況」において、3号機の燃料取り出しが完了し、今後、2号機の燃料取出しに向けた作業が本格化することから、検査項目を「燃料取出準備」に変更し、2号機の燃料取出しに向けたオペレーティングフロア内の線量調査、燃料取出し用構台設置及びPCV内部調査等の燃料取出準備作業の実施状況を確認する。

### ⑤放射性廃棄物管理

- ・1. 2. 3 実施計画検査の評価の「1. 評価」において、地震による被害とともに、屋外に保管されている保管容器の健全性が損なわれている事象が発生し、保管容器の内容物、健全性等に関して調査中であること、1・2号機共用排気筒解体片の減容作業については、減容された解体片の保管状況について未確認であること、スラッジ抜き取りに向けプロセス主建屋に開口部を設置する計画があること、再利用タンクの除染を継続して実施する計画があること等から、放射性廃棄物管理の実施状況を確認する。
- ・1. 2. 3 実施計画検査の評価の「2. 福島第一原子力発電所の課題」において、高線量のSGTS配管等の撤去を計画していることから、撤去作業で生じる高線量瓦礫の移送及び管理の実施状況、汚染水処理に伴い発生する放射性廃棄物の管理状況等について確認する。

### ⑥その他の保安活動

- ・令和3年2月13日に発生した地震では、タンクエリアにおけるタンクの滑動、連結配管のずれ、フランジタンク継ぎ目からの漏えい、歩廊の落下、天板点検口蓋の落下、一時保管エリアにおける4段積み廃棄物コンテナの傾き・倒壊、サイトバンカ建屋周囲の地盤沈下等の被害に対して、詳細点検を実施し、地震を踏まえた対策を検討することから、地震を踏まえた対策の実施状況を確認する。

## 2.3 核物質防護検査

### ①防護区域等への人の立入り

- ・防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域内への立入りについて、立入りの必要性の確認状況、証明書等の発行状況、管理状況等を確認する。

### ②侵入検知装置の運用

- ・防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域における人の侵入を確実に検知することができる設備又は装置について、その運用状況を確認する。

### ③防護措置の定期的な評価・改善

- ・防護措置の定期的な評価・改善が経営層の適切な関与及び核物質防護管理者の統一的な管理の下に行われているか、PDCAサイクルが実質的に機能しているかといった観点から取組状況を確認する。

### ④その他の防護措置

- ・上記以外の防護措置の実施状況についても、これまでの検査の結果や施設の状況等を踏まえ、必要に応じて確認していく。

以上